

令和元年第4回定例会（第3号）

令和元年12月13日（金曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第65号 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第66号 七飯町学校設置条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第68号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第69号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第70号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第71号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第72号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第73号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第74号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第75号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第76号 令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議案第11号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 日程第16 発議案第12号 日米貿易協定に関する意見書
- 日程第17 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（17名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	2番	神崎 和枝		3番	平松 俊一
	4番	池田 誠悦		5番	田村 敏郎
	6番	稲垣 明美		7番	畑中 静一
	8番	長谷川 生人		9番	上野 武彦
	10番	坂本 繁		11番	澤出 明宏
	12番	中島 勝也		13番	川村 主税
	14番	中川 友規		15番	若山 雅行
	16番	川上 弘一			

○欠席議員（1名）

1番 横田 有一

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中宮 安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務部長	釣谷 隆士
民生部長	杉原 太	経済部長	青山 芳弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若山 みつる
総務部政策推進課長	中村 雄司	総務部税務課長	広部 美幸
会計課長兼経済部水道課参事	青山 栄久雄	民生部住民課長	清野 真里
民生部環境生活課長	磯場 嘉和	民生部福祉課長	村山 徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上 剛	経済部商工観光課長	福川 晃也
経済部農林水産課長	川島 篤実	経済部土木課長	佐々木 陵二
経済部都市住宅課長	寺谷 光司	経済部水道課長	笠原 泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

10番	坂 本 繁	11番	澤 出 明 宏
-----	-------	-----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和元年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

横田有一議員から、本日の会議を欠席する届け出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

10番 坂 本 繁 議員

11番 澤 出 明 宏 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） それでは、議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

このたびの整備条例は、平成27年1月に総務大臣通知等により国から示された公営企業会計の適用の推進についてとする通達により、平成27年度から平成31年度、令和元年度までの5年間で、公営企業会計を導入していない市町村は公営企業会計に移行するようという内容の通達で、

人口3万人以上の市町村では、この間に完全に移行すること、人口3万人未満の市町村も、この間のできる限り移行されるようにとの国からの要請でございます。

この要請により、当町の下水道事業にも地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するための準備作業を平成29年度から進めてまいりましたが、今回、このたびの関係整備条例の提案によるものでございます。

この関係整備条例の概要につきましては、お手元に配付しております下水道事業の地方公営企業法適用に伴う例規に整備についてにより、簡単に御説明したいと思います。

議案関連資料を御用意願います。

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う例規の整備について。

冒頭の1の例規整備の趣旨については説明を省略させていただきます。

2の例規整備の概要についてとなりますが、下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、公営企業として存立するための組織等に関する条例、規則、規程等を合わせて44本の例規の整備を行います。下水道事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としては従前の下水道事業を承継していくため、例規の内容を大きく改正するものではございません。

改正の主な内容としては、次の4点が主な内容となります。

①としまして、関係法令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令等の規定に基づき、条例等に定めるべき事項を整理し、水道事業と下水道事業をあわせて公営企業に改めます。

その下の説明欄ですが、地方公営企業に適用される関係法令の規定に基づき、条例または規程等に定めるべき事項を整理し、水道事業が所管する例規において、下水道事業に併合可能なものについては統合することを基本に改正しております。

また、制定改廃の対象となる例規の抽出に当たっては、新たに整理すべき事項のほか、法適用によって適用除外となる事項など、既存例規の適用関係を整理することに加え、公営企業への組織変更に伴い、追従し、改正が必要となる例規、こ

れは町長部局が所管する職員定数や組織及び事務分掌に関する条例などについても必要な範囲内で改正を行っております。

次に、②として、条例中、町長を、公営企業、水道事業と下水道事業の管理者の権限を行う町長、これを管理者に改めます。

地方公営企業法では、公営企業の管理者を置くことが原則であります。小規模な公営企業にまで専任の管理者を置くことは、組織の肥大化を招き、逆に非効率な公営企業となってしまいます。

そこで、地方公営企業法第7条ただし書きにより、条例で管理者を置かない旨を定めることができ、その際には、地方公共団体の長が管理者の権限を行うこととされております。

現在の水道事業及び下水道事業に係る条例の中には、七飯町長の権限で行う事務と、公営企業となった際の管理者の権限で行う事務の2種類がありますが、七飯町の代表者である町長と管理者の権限を行う町長のどちらの権限で行う事務であるかを明確にするため、前者を町長とし、後者を事業の権限を行う町長として改正します。これは今回の下水道事業のほか、既存の水道事業に係る例規もあわせて整理を行っております。

次に、③とし、条例中、規則を規程、企業管理規程に改めます。規則は、町長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができ、公営企業の管理者には規則を制定する権限はございません。そのかわりとして、規程を定めるものとなっております。

下水道事業に係る条例には、条例の運用を規則で定める旨の委任規定が規定されておりますが、地方公営企業法適用に伴い、同様に規程で条例の運用の詳細を定めることとしております。これも同じく下水道事業のほか、既存の水道事業に係る例規もあわせて整理を行っております。

最後に、その他といたしまして、今回整備する44本の例規の文言の使い方などを統一化し、例規の体系を整えるために、条例の題名のほか、必要な字句の修正や、または条項の整理などを行っております。

例規整備の概要は以上のとおりとなりますが、3の例規の施行期日として、地方公営企業法の規

定を適用する日といたしまして、令和2年4月1日からとしており、令和2年度の当初予算を初め組織及び機構、職員の身分などについても、この日をもって公営企業会計に移行することとなります。

それでは、議案にお戻りいただきまして、別冊の議案関係資料の1ページをお開き願います。

第1条関係として、七飯町部設置及び事務分掌条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することから、改正前は町長の権限に属する事務として規定している事項を、改正後は公営企業の管理者の権限に属する事務、これを公営企業管理者部局と言いますが、これに所管替えが必要なため、条例から削除するもので、第2条第3号中、ケの事項を削ります。

次に、第2条関係として、七飯町職員定数条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正も同じく、法適用に伴い、町の一般事務部局、町長部局と、公営企業管理者部局との間で職員定数を変更する必要があることから改正するもので、第1条中、「町長」の次に「公営企業」を加え、「及び教育委員会、農業委員会並びに水道事業」を「農業委員会及び教育委員会」に改めます。

次に、第2条第1号を次のように改めます。

第1号、町長の補助機関の職員、ア、一般事務部局の職員152人。

イ、公営企業の職員12人。

次のページで、第2条第5号を削ります。

次に、第6条の見出し中、「兼務」を「兼務等」に改め、同条第1項中、「これを」を「当該他の事務部局においては」に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項、任命権者は、第2条に定める各事務部局の所掌事務の状況に応じ、必要があると認めるときは、他の事務部局の職員を併任させることができる。

続きまして、第3条関係として、七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正は、この後、第8条関係で提案い

たします七飯町水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、公営企業管理者の附属機関として七飯町公営企業経営審議会を新たに設置することを規定していることから、その委員の報酬と費用弁償の額を定めるため改正するもので、3ページの別表中、49の項の次に50の項を加え、区分の委員名を七飯町公営企業経営審議会委員、報酬額を月額7,100円に改めるものでございます。

続いて、第4条関係としまして、七飯町特別会計条例の新旧対照表でございます。

法適用に伴い、地方自治法第209条第2項に規定する町長部局の特別会計から、地方公営企業法第8条に規定する公営企業管理者が原案を作成する予算に変更する必要があることから、条例から削除するもので、第1条中第4号の会計を削り、第5号を第4号とします。

続いて、第5条関係としまして、七飯町水洗便所改造等資金融資あっせん条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正は、改正前の条例で使用される「町長」という代表者の文言を、法適用に伴い、「公営企業の管理者の権限を行う町長」に改めることを主な改正としており、また、この改正にあわせ、引き続き公共下水道の普及促進を図る必要があることから、融資する資金の限度額を45万円から50万円に引き上げる制度の拡充を図るものであります。

第1条中、「町が公共下水道処理区域に住宅を有する者の」を削り、次のページで、「改造するため及び」を「改造しようとする者又は既存の家屋に新たに」に、「ために要する」を「ものに対し必要な」に、「町長」を「七飯町公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に、「に関し必要な事項を定め、もって水洗便所等」を、「により水洗便所及び」に改めます。

次に、第2条中、「斡旋対象」を「斡旋の対象」に、「ため便器、洗浄用具、これに伴う給水装置及び配水管等を新設する事業、又は」を「工事及び当該改造工事に併せて行う給排水設備の工事並びに」に、「事業と」を「工事（以下これらを「工事」という。）と」に改めます。

次に、第3条中、「斡旋の」を「斡旋を」に改

め、同条第1号中、「住宅」を「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内にある個人の家屋」に改め、「改造について」を削り、「者である」を「使用者で、町内に居住している」に改め、同条第2号中、「及び使用料を完納している」を「水道料金及び下水道事業受益者負担金又は下水道事業受益者分担金を滞納していない」に改め、同条第3号中、「、工事費」を「工事費」に改めます。

次に、第4条第1項中、「融資する資金」を「資金の融資の限度額」に、「水洗化に対しては」を「水洗便所」に、「45万円」を「50万円」に改め、「1戸」の次に「の家屋」を加え、「2基まで」を「2基を限度」に改め、同条第2項中、「または」を「ただし」に改め、「1基」の次に「まで」を加えます。

次に、第5条の見出しを「融資の斡旋条件」に改め、次のページで、同条中、「資金の融資条件」を「融資の斡旋の条件」に改め、同条第1号中、「下水道法（昭和33年法律第79号）」を「法」に、「に規定する期間内に」を「の規定により3年以内に工事をするものに対して」に、「無利子」を「、無利子」に改め、同号に次のただし書きを加えます。

ただし、3年を経過して工事するものに対しては、貸付日における取扱金融機関が定める利息の2分の1とする。

次に、第5条第2号を削り、同条第3号中、「45ヶ月」を「50月」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中、「融資した資金を期限までに償還しない場合は、」を「融資を受けた者が支払い期日までに償還金を支払わなかったときは、取扱金融機関が定めるところにより」に改め、同号を同条第3号とします。

次に、第6条の見出しを「融資の斡旋申し込み」に改め、同条中、「町長」を「管理者」に改めます。

次の第7条から第9条までの3条を条文の整理により次のように改めます。

第7条、融資の斡旋。管理者は、前条の申し込みがあったときは、その内容を審査し、斡旋が適

当と認められたものについては、取扱金融機関に対して融資の斡旋を行うものとする。

第8条、融資の審査及び通知。取扱金融機関は、前条の規定により、融資の斡旋を受けた者（以下「融資対象者」という）について、融資の審査を行い、その審査結果を速やかに管理者に通知するものとする。

第2項、管理者は、前項の通知に基づき、融資斡旋の可否を決定し、その結果を融資対象者に通知しなければならない。

第9条、工事の完成及び検査。融資対象者は、前条の規定により、融資内定の通知を受けた後、別に定める期間内に工事を完成させ、速やかに管理者に届け出なければならない。

第2項、前項の工事完成の届け出があったときは、管理者は所定の検査を行い、工事が適当と認められたものについては、その旨を取扱金融機関及び融資対象者に通知するものとする。

次に、第10条中、「交付する」の次に「ものとする」を加え、第12条、「により、融資した」を「により融資した」に、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第13条中、「ほか」の次に「、この条例の施行に関し」を加え、「別に」を「規程で」に改めます。

続いて、第6条関係としまして、七飯町公共下水道条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正も同じく、改正前の条例で使用される「町長」という代表者の文言を、法適用に伴い、普通地方公共団体の長の権限に基づいて行う事務と、公営企業の管理者の権限において行う事務に整理する必要があることから改正するもので、目次中、「第18条」を「第18条の2」に、「構造」を「施設に関する構造及び維持管理」に、「補足」を「雑則」に、「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に改めます。

次に、第1条中、「公共下水道の設置、維持管理その他の公共下水道の使用」を「町が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等」に、「必要な」を「、必要な」に改めます。

次に、第2条、各号については、改正前の条文に不要な点があることから、これを削除するため、全文を次のように改めます。

第1号、下水及び汚水、それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。

第2号、排水施設及び処理施設、それぞれ法第2条第2号に規定する排水施設及び処理施設をいう。

第3号、公共下水道、法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

第4号、流域下水道、法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。

第5号、終末処理場、法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。

第6号、処理区域、法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

次のページとなります。

第7号、排水設備、法第10条第1項に規定する排水設備、（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。

第8号、排水設備設置義務者、法第10条第1項に規定する排水設備を設置しなければならない者をいう。

第9号、除外施設、法第12条第1項に規定する除外施設をいう。

第10号、特定事業場、法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

第11号、水道及び給水装置、それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

第12号、使用者、下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

第13号、使用月、下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね一月の期間をいい、その始期及び終期は水道料金算定の例による。

次に、第3条中、「場合」の次に「において」を、「供用開始」の前に「当該公共下水道の」を加え、同条ただし書き中、「町長」を「特別の事情により公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

次に、第4条第2号中、「個所」を特定の場所や限定してそのものを指す「箇所」に、「規則」を「規程」に改め、次のページで、同条第3号中、「町長」を「管理者」に改め、同条第4号中、「町長」を「管理者」に、「次」を「次に」改めます。

次に、第5条第1号中、「公共ます等」を「公共ます等」に改め、同条第3号中、「その他」を「その他」に、大きい、小さいの「最小限度」を多い、少ないの「最少限度」に改めます。

次のページで、第6条第1項中、「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第7条第1項中、「新設等の工事」の次に「（規程で定める軽微な工事を除く。）」を加え、「町長」を「規程で定めるところにより管理者」に、「指定店」を「指定工事業者」に、「行って」を「これを行って」に改め、同項ただし書き中、「町において工事を実施する」を「特に管理者が必要と認めた」に改め、同条第2項中、「指定店が」を「指定工事業者は」に改め、同条第3項を削ります。

次に、第8条第1項中、「行った指定店」を「行った者」に、「町長に」を「管理者に」に、「町長の」を「町の職員の」に改め、次のページで、同条第2項中、「町長」を「前項の検査をする職員」に、「前項」を「同項」に、「行った指定店」を「行った者」に改めます。

次に、第9条及び第10条中、「町長」を「管理者」に改め、第11条第1項第2号中、「水素指数5を」の空白をとり、「水素指数5を」に改めます。

次に、第12条第1号中、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、次のページで、同条第9号中、「第9条の9第1項第4号ただし書き」を「第9条の11第1項第4号ただし書き」に、同条第10号中、「第9条の9第1項第5号ただし書き」を「第9条の11第1項第5号ただし書き」に改め、同条の次に次の1項を加えます。

第12条の2、除害施設の設置等の届け出。前条の規定により、除害施設を新設し、改築し、又は増築しようとする者は、あらかじめその計画に

ついて、規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

第2項、前項に規定する届け出を要する者が法第12条の3又は第12条の4に規定する届け出をしたときは、前項の規定による届け出をしたものとみなす。

第3項、管理者は、前2項に規定する届け出があった場合において、当該除外施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届け出に係る計画内容の変更を命ずることができる。

第4項、第1項又は第2項の規定による届け出をした者は、その届け出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届け出に係る除外施設を新設し、改築し、又は増築してはならない。

ただし、管理者は、当該届け出の内容が適当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

次に、第14条第1項中、「規則」を「規程」に、「遅滞なくその旨」を「遅滞なく、その旨」に、「町長」を「管理者」に改めます。

次のページで、第15条第1項中、「第9条の8」を「第9条の10」に、「第2項各号」を「第6号」に、「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中、「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項に次の後段を加えます。「この場合において、「前項」とあるのは、「第1項又は前項」と読みかえるものとする。」

次に、第16条第1項、第2項ただし書き及び第4項中、「町長」を「管理者」に改めます。

次のページで、第17条第1項中、「100分の110を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した」に、「10円未満」を「その額に1円未満」に改め、同条第2項第1号中、「町長」を「管理者」に改め、同項第2号を次のように改めます。「水道水以外の水を使用した場合の使用水量の決定は、第3項の規定による装置又は使用水量を測定し得る機器が

あるときはそれにより測定された水量により、それがないときは別に定める基準により、管理者が認定するところによる。ただし、別に定める基準により認定することが著しく不相当と認められるときは、管理者はその不相当と認められる事実を勘案して認定することができる。」

次に、第17条第2項第3号中、「併用した」を「併用する」に、「前2号のそれぞれの使用水量」を「第1号の水量と前後の水量と」に改め、同項第4号中、「町長」を「管理者」に改め、同条中、「第4項」を「第6項」とし、第3項中、「町長」を「管理者」に、「水を使用する使用者」を「汚水の量を算定するため、特に必要があると認めるときは使用者」に改め、「所有するポンプ施設その他の」を削り、「水量測定器具を取りつけさせる」を「計測のための装置を設置する」に改め、同項の次に次の2項を加えます。

第4項、使用者は、前項の装置を適正に管理しなければならない。

第5項、第2項第1号の使用水量は、七飯町水道事業給水条例（昭和47年条例第3号）の規定によるものとする。

次に、第18条中、「町長」を「管理者」に改め、同条の次に次の1条を加えます。

第18条の2、処理区域外の使用。管理者は、処理区域外の下排水排除のため、公共下水道を使用しようとする者に対し、特に必要があり、当該施設の管理に支障がないと認めるときは、公共下水道の使用を許可することができる。

第2項、前項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

次に、第4章の章名中、「構造」を「施設に関する構造及び維持管理」に改め、次のページで、第20条第2号中、「最小限」を「最少限度」に改め、同条第3号及び第5号中、「規則」を「規程」に改めます。

同じく第21条第1号中、「規則」を「規程」に改め、第22条各号列記以外の部分中、「処理施設」を「第20条に定めるもののほか処理施設」に改め、「第20条に定めるもののほか」を削り、同条第2号中、「第24条において」を「以下」に、「規則」を「規程」に改めます。

次のページで、第24条第6号中、「規則」を「規程」に改め、第5章の章名中、「補則」を「雑則」に、第25条中、「町長」を「管理者」に改め、第27条中、「この条及び次条において」を削り、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第28条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、次のページで、同条第2項中、「町長は」を「管理者は前条の専用の許可を受けた者に対して」に、「必要な」を「、必要な」に改めます。

次に、第33条を削り、第32条を第33条とし、第31条を第32条として、第30条第7号中、「第6条第2項前段」の次に「、第12条の2」を加え、同条を第31条とします。

次に、第29条の見出し中、「使用料等」を「使用料」に改め、同条中、「町長」を「管理者」に改め、第5章中、同条の次に次の1条を加えます。

第30条、委任。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規程で定める。

続いて、第7条関係としまして、七飯町下水道事業受益者分担金に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正も同じく「町長」という代表者の文言を「公営企業の管理者の権限を行う町長」に改めることを主な改正としており、また、この改正にあわせ、受益者分担金を徴収する特定環境保全公共下水道事業については、排水区域の拡大が今後予定されていないことから、主とする事業を現在も継続している流域関連公共下水道事業に置きかえ、題名及び条文についても受益者負担金を主とする内容に改正するものであります。

題名中、「分担金」を「負担等」に改め、第1条の見出し中、「目的」を「総則」に改め、同条中、「この条例は」を「公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより」に改め、特定環境保全公共下水道事業及び「地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者分担金及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく」を削り、

「受益者負担金」の次に「（以下「負担金」という。）及び受益者分担金」を加え、「の徴収」を「を徴収する」に改め、「に関し、必要な事項を定める。」を削ります。

次に、第2条中、「第4条第2項の規定により公告される区域」を「事業により築造される公共下水道の排水区域」に、「分担区域」を「排水区域」に改め、次のページで、同条ただし書き中、「地上権」を「管理者は地上権」に、「又は」を「又は」に、「使用借主」を「又使用借主」に、「、当該土地に」を「当該土地に」に、「分担金」を「負担金」に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項、管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

次に、第3条を削り、19ページにお戻りいただきまして、第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加えます。

第2条、用語の定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、受益者負担金。都市計画事業として実施する事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき徴収するものをいう。

第2号、受益者分担金。特定環境保全公共下水道事業として実施する事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収するものをいう。

新旧対照表の20ページにお戻りいただきまして、第4条の見出し中、「分担区域」を「負担区」に改め、同条第1項中、「町長」を「管理者」に、「2以上の分担区に区分できる」を「負担区を定める」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に、「分担区」を「負担区」に改めます。

次に、第5条の見出し中、「受益者分担金」を

「各受益者の負担金」に改め、同条中、「分担する分担金」を「負担する負担金」に、「次の表に掲げる分担区の単位分担金額に当該受益者が次条」を「次条第1項」に改め、「面積」の次に「別表に定める区分に従い、同表に定める単位負担金額」を加え、同条の表を削ります。

次のページで、第6条第1項中、「町長」を「管理者」に「分担金」を「負担金」に改め、同条第2項中、「下水が処理開始されているか、又は」を「下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に定める処理区域となっている区域又は」に、「処理開始する」を「処理区域となる」に、「予定されている」を「予定される」に改めます。

次に、第7条の見出し中、「分担金」を「負担金」に、同条第3項中、「分担金」を「負担金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中、「町長」を「管理者」に、「前項」を「第1項」に、「分担金」を「負担金」に、「当該」を「、当該」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中、「町長」を「管理者」に、「分担金」を「負担金」に、「算出された」を「、算出された」に改め、同項の次に次の1項を加えます。

第2項、前項の負担金の賦課は、前条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した以後においてははすることはできない。

次のページで、第8条の見出し中、「分担金」を「負担金」に改め、同条中、「町長」を「管理者」に、「の一」を「のいずれか」に、「において」を「おいては」に、「分担金の」を「負担金の」に、同条第1号中、「分担金」を「負担金」に「現に」を「その現に」に、「又は」を「、又は」に、「地上権」を「地上権等」に、「徴収上有利」を「適当である」に改め、同条第2号中、「分担金」を「負担金」に改めます。

次に、第9条の見出し中、「分担金」を「負担金」に改め、「非許可及び」を削り、同条第1項中、「分担金」を「負担金」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に、「の一」を「のいずれか」に、「分担金」を「負担金」に改め、同項第4号中、「によるほう」を「による生活扶助」に改め、同項第5号中、「物件」の次に「労

力」を加え、同項第6号中、「分担金」を「負担金」に改めます。

次のページで、第11条中、「必要」を「この条例の施行に関し必要」に、「別に」を「規程で」に改め、同条を第14条とします。

22ページにお戻りいただきまして、第10条中、「第6条第1項の規定による」を「第6条の」に、「うち、新たに受益者となるべき者」を「一方」に、「町長」を「管理者」に、「届出した」を送り仮名で「け」をつけた「届け出た」に改め、同条ただし書き中、「規定に」を「規定により」に改め、同条の次に次の3条を加えます。

第11条、規定の準用。負担金の督促及び延滞金の徴収については、七飯町債権の管理に関する条例（平成23年条例第1号）の規定を準用する。この場合において、同条例第6条第1項中、年14.6%とあるのは、年14.5%と読み替えるものとする。

第12条、延滞金の減免。管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減免することができる。

第1号、災害により著しく資力を喪失したと認められたとき。

第2号、受益者の責によらない理由により納付が遅延したとき。

第3号、その他納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められたとき。

第13条、分担金への準用。

第3条から前条（第11条後段を除く。）まで及び別表の規定は、分担金について準用する。この場合において、これらの規定中、「負担区」とあるのは「分担区」と、「負担金」とあるのは「分担金」と読みかえるものとする。

附則の次に、次の別表を加えます。

別表第5条関係として、改正前の条例第5条で削除した表と同じ内容となりますが、縦の区切りに単位負担金額の欄を規定し、横の区切りの項にそれぞれ大沼負担区、1平方メートル当たり195円、七飯第1負担区、1平方メートル当たり250円、七飯第2負担区、1平方メートル当たり300円、七飯第3負担区、1平方メートル当たり300円、七飯第4負担区、1平方メートル当

たり300円、七飯第5負担区、1平方メートル当たり300円とします。

続いて、第8条関係としまして、七飯町水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正は、法適用に伴い、下水道事業の設置規定等を既存の水道事業の設置等に関する条例に加え、公営企業として統合することを主な改正としており、また、この改正にあわせ、公営企業の料金改定及び経営全般に関する事項を審議するための附属機関を設置したいことから改正するものであります。

題名中、「水道事業」を「公営企業」に改め、第1条の見出し中、「目的」を「設置」に、同条中、「いう」の次に「第4条」を加え、「公益企業の設置及び」を「本町に水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という）を設置し、」に改めます。

次に、第2条を次のように改めます。第2条、法の適用。法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

次に、第3条第1項中、「水道事業」を「公営企業」に、「するよう」を「するように」に改め、同条第2項中、「給水区域」を「水道事業の給水区域」に改め、「それぞれ」を削り、次のページで同項第1号ア及びイを次のように改めます。

ア、全部の区域、本町1丁目から本町8丁目まで、桜町1丁目から桜町2丁目まで、鳴川1丁目から鳴川5丁目まで、緑町1丁目から緑町3丁目まで、大中山1丁目から大中山8丁目まで、大川1丁目から大川11丁目まで、字緑町、字飯田町、字中野、字中島、字豊田及び字鶴野。

イ、一部の区域、字本町、字桜町、字鳴川町、字大中山、字大川、字上藤城、字藤城、字峠下、字仁山、字大沼町、字上軍川、字軍川、字東大沼及び字西大沼。

次に、第3条第2項第1号ウを削り、同条に次の1項を加えます。

第3項、下水道事業の種別、計画区域面積、計

画人口とは、次の表のとおりとする。

次の表として、左の欄から種別、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道とし、横の区切りの項に、それぞれ計画区域面積を697.3ヘクタール、106ヘクタール、計画人口を2万3000人、1,230人、1日最大計画汚水量を8,247立方メートル、2,105立方メートル、処理施設の名称を函館湾浄化センター、大沼下水浄化センター、処理方式を両方ともに標準活性汚泥法とし、1日最大処理能力を函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量、2,200立方メートルとします。

次のページで、第4条第1項中、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「政令」に、「水道事業」を「公営企業」に改め、同条第2項中、「水道事業」を「公営企業」に改め、「の管理者」の次に「の権限を行う町長」を加え、「経済部」を「公営企業に経済部」に改めます。

次のページの末尾で、第9条第1項及び第2項第3号中、「水道事業」を「公営企業」に改め、同条第3項中、「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条を第10条とします。

第8条中、「水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第9条とし、第7条中、「水道事業」を「公営企業」に改め、同条を第8条とし、第6条中、「水道事業」を「公営企業」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条を第7条とします。

次のページで、第5条を次のように改めます。第5条、特別会計。公営企業に次の各項に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業のため設置する。

第1号、七飯町水道事業会計、生活用水その他の上水を町民に供給するための水道事業。

第2号、七飯町下水道事業会計、町民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するための下水道事業。

第5条の次に次の1条を加えます。

第6条、審議会。管理者の附属機関として、七飯町公営企業経営審議会（以下「審議会」という）を置く。

第2項、審議会は、公営企業の運営に関する事項について、管理者の諮問に応じて答申し、又は意見を具申するものとする。

第3項、審議会は、委員10人以内をもって組織する。

第4項、委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

第1号、学識経験者又は有識者。

第2号、水道又は下水道使用者。

第3号、町の区域内の公共的団体等の代表者。

第4号、その他管理者が必要と認める者。

第5項、委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6項、委員は再任されることができる。

第7項、第4項第2号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

新旧対照表の28ページの中段となります。

続いて、第9条関係としまして、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表でございませう。

こちらの改正も、同じく法適用に伴い、下水道事業の給与規定等を既存の企業職員の給与条例に加える、統合することを主な改正としており、また、この改正にあわせ、現行条例の条項ずれについても整理、こちらは整列するための改正をしております。

題名中、「企業職員」を「七飯町企業職員」に改め、第1条の見出しを「趣旨」に、同条中、「企業職員」を「水道事業及び下水道事業に従事する職員（以下「企業職員」という）」に改め、基準の次に、「について必要な事項」を加え、「ことを目的」を「もの」に改めます。

次に、第2条第1項中、「もの」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を加え、同条第2項中、「あつて」を「あつて」に、「もの」を「全額」に改めます。

次に、第3条第1項を次のように改めます。給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な

種類の給料表を設けるものとする。

第3条第2項中、「職務級」を「職務の級」に改め、同条に次の1項を加えます。

第3項、給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号級の数並びに各職務の級における最低の号級の給料額及び号級間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨にしたがって定めなければならない。

次に、第4条中、「基づき」の次に「公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という）が指定する者について」を加えます。

次に、第5条第1項中、「全ての」を削り、同条第2項中、「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「ものをいう」を「ものを扶養親族とする」に改め、次のページで、同項中、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号として、第2号中、「及び孫」を削り、同号の次に次の1号を加えます。

第3号、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。

次に、新旧対照表の33ページをお開き願います。

末尾の第18条の見出し中、「雑則」を「委任」に改め、同条中、「の定める」を「に定める」に、「必要」を「この条例の施行に関し必要」に、「別に町長が」を「規程で」に改め、同条を第21条とします。

次に、第17条の見出し中、「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員等」に改め、同条中、「第5条、第5条の2、第7条」を「から第6条まで」に、「及び第11条の2」を「第9条及び第13条」に改め、「地方公務員法」の次に、「第28条の4第1項、」を、「第28条の5第1項」の次に、「若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加え、「短時間勤務の職に」を削り、同条を第20条とします。

次に、第16条中、「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条を第19条とし、第15条中、「（期末手当及び勤勉手当を除く。）」を削り、同条に次のただし書きを加え、同条を第18条とします。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

次に、第14条中、「町長」を「管理者」に改め、同条を第17条とし、第13条第1項中、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中、「3歳に満たない」を「小学校就学の時期に達するまでの」に改め、「一部」の次に「2時間を超えない範囲内の時間に限る」を加え、「町長」を「管理者」に改め、同条を第16条とします。

次に、第12条の2中、「勤務時間」を「在職期間」に、「応じて」を「応じ、かつ企業の経営状況を考慮して」に改め、同条を第15条とします。

次に、第12条中、「応じて」を「応じ、かつ企業の経営状況を考慮して」に改め、同条を第14条とします。

次に、第11条の2中、「管理職手当」を「管理職手当」に、「支給される職員」を「支給されている職員（次項において「管理職員」という）」に、「臨時」を「臨時」に改め、「短時間勤務時間条例第3条第1項第4条及び第5条の規定に基づく」を削り、「週休日」の次に「（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第13条とします。

第2項、前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には管理職員特別勤務手当を支給する。

新旧対照表の31ページで、第11条中、「その間」を「その間」に改め、同条を第12条とします。

次に、第10条第1項中、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する休日を行い、勤務時間条例第10条の規定により代休日を「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日、（12月31日から翌年の1月5日までの日を行い

い、祝日法による休日を除くをいい、代休日」に、「当たっても」を「当たっても」に改め、同条第2項中、「休日等」を「休日勤務手当は休日等」に、「には正規の勤務時間中に」を「に対して当該」に改め、同条を第11条とします。

次に、第9条を第10条とし、第8条中、「町長」を「管理者」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条に改めます。

次に、第6条第1項第1号中、「その」を「その」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第2号中、「企業職員の給与実施に関する規程（昭和51年規程第3号）」を「規程」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第3号中、「あつて」を「あつて」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とします。

第2項、通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）第9条の4第2項に規定する額とする。

次に、第5条の2中、「次の各号に掲げる職員に」を「自ら居住するため住宅を借り受け、家賃は支払っている職員（管理者が指定するものを除く。）に対して」に改め、同条各号を削り、同条を第6条とします。

新旧対照表の34ページとなります。

続いて、第10条関係としまして、七飯町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正も同じく法適用に伴い、下水道事業の剰余金の処分等に関する規定等を既存の水道事業の剰余金の処分等条例に加える、統合することを主な改正としているもので、題名中、「水道事業」を「公営企業」に改め、第1条中、「七飯町水道事業」を「七飯町水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）」に、「水道事業」を「公営企業」に、「もって水道事業」を「もって公営企業」に改めます。

次に、第2条第1項中、「水道事業」を「公営企業」に改めます。

新旧対照表の35ページとなります。

続いて、第11条関係としまして、七飯町水道事業給水条例の新旧対照表でございます。

こちらの改正は、第6条関係で提案しました七

飯町公共下水道条例の一部改正と同様に、町長という代表者の文言を普通地方公共団体の長の権限に基づいて行う事務と公営企業の管理者の権限において行う事務に整理する必要があることから改正するもので、目次中、「第39条」を「第37条」に、「第40条、第41条」を「第38条、第39条」に、「第7章補則第（42条）」を「第7章補則第（40条）、第8章罰則第41条、第42条」に改めます。

次に、第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中、「条例は」の次に、「法令その他別に定めがあるもののほか」を加え、「その他の」を「その他」に、「ことを目的」を「もの」に改めます。

次に、第2条を次のように改めます。第2条、給水区域。水道事業の給水区域は、七飯町公営企業の設置等に関する条例（昭和51年条例第8号）第3条第2項に定める区域とする。

次に、第3条中、「配水管」を「需要者に水を供給するために配水管」に改め、次のページで、第4条中、「の2種類」を「に掲げるとおり」に改め、同条第2号を第3号とし、同条第1号中、「1戸」を「1世帯」に改め、同条の次に次の1号を加えます。

第2号、共用給水装置。2世帯又は2カ所以上で供用するもので、公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定するもの。

次に、第5条中、「修繕、（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を削り、「撤去」の次に「（以下「給水装置の新設等」という。）」を、「者は」の次に、「管理者の定めるところにより」を加え、「町長に申し込み」を「管理者に申し込み」に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項、管理者は、前項の規定による申し込みがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれにかわる書類の提出を求めることができる。

次に、第6条の見出し中、「新設等」を「給水装置の新設等又は修繕」に改め、同条中、「の新

設、改造、修繕又は撤去」を「の新設等、または修繕」に、「当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去」を「給水装置の新設等又は修繕をしよう」とに改め、同条ただし書き中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第7条第1項中、「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事」を「給水装置工事」に、「町長」を「管理者」に、「法第16条の2第1項」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項」に改め、次のページで、同条第3項中、「町長は第1項の工事」を「第1項及び前項の規定により管理者が給水装置工事」に、「必要と認める」を「利害関係人その他の者から異議の申し立てがある」に、「当該工事の申し込みをした者に、当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の同意書等の提出を求めることができる」を「給水装置の新設等または修繕をしようとする者の責任において処理するものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中、「指定給水装置工事事業者」を「前項の規定により指定給水装置工事事業者」に、「前項の工事、修繕に係る工事を除く」を「給水装置工事」に、「あらかじめ」を「給水装置の新設等をしようとする者があらかじめ」に、「町長」を「管理者」に改め、同項の次に次の1項を加えます。

第3項、給水装置の修繕。（法第16条の2第3項ただし書きの厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行ったときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

次に、第8条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、「水道メーター」の次に、「（以下「メーター」という。）」を加え、「に使用する」を「の給水装置に用いようとする」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に、「への給水管への取り付け工事」を「に給水管を取りつける工事」に、「排水管への取り付け口」を「当該取り付け口」に、「水道メーター」を「メーター」に、「条件について」を「条件を」に改めます。

次に、第9条第1項中、「町長」を「管理者」に、「100分の110を乗じて得た額（10円

未満」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に1円未満）に改め、次のページで、同条第2項中、「同項の工事費の費用に町長が別に定める額」を「その費用」に改め、同条第3項中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第10条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、「工事施行前の」を削り、「特に認める」を「その必要がないと認める工事」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第11条中、「工事費の概算額は、町長」を「前条第1項の概算額を一括して納入できないものは、同項の規定にかかわらず、管理者」に、「受けたときは」を「受けて」に改めます。

次に、第12条中、「町長が給水装置」を「管理者が、給水装置」に、「場合は、その」を「場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の」に、「なるまで町長が」を「当該給水装置の所有権を留保し、その間給水装置の」をなしたときとし、その」に、「工事申込者」を、「当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者」に改めます。

次に、第13条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項を次のように改めます。

第2項、前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は管理者にその損害を賠償しなければならない。

次に、第14条第1項中、「町長」を「管理者」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第2項中、「工事費はその必要を生じさせたもの」を「場合において、その工事に要する費用は原因者」に改めます。

次に、第15条第1項中、「この」を「この」に、「制限又は」を「制限し、又は」に改め、同条第2項中、「制限又は」を「制限し、又は」に改め、同条第3項中、「あつても町はその責」を「あつても町はその責め」に改めます。

次に、第16条中、「あらかじめ町長に」を

「管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に給水を」に改め、第17条の見出しを「(給水装置の所有者の代理人)」に改め、同条中、「町長が必要と認める」を「管理者において必要があると認めた」に改めます。

次のページで、第18条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、同項第2号中、「認める」を「認めた」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加えます。

第2号、給水装置を供用するもの。

次に、第18条第2項中、「町長」を「管理者」に改め、第19条の見出し中、「水道メーター」を「メーター」に改め、同条第1項中、「水道メーター(以下「メーター」という。)」を「町のメーター」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中、「給水装置」を「給水装置」に、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第20条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中、「管理者の」を削り、同条第3項中、「前項の規定による」を、「水道使用者等が、前項の」に、「怠った」を「怠った」に、「メーター」を「メーター」に、「その損害」を「町にその損害額」に改めます。

次に、第21条第1項中、「町長」を「管理者」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号として、第1号の次に次の2号を加えます。

第2号、水道の使用を中止するとき。

第3号、中止している水道の使用を再開するとき。

次のページで、第21条第2項中、「町長」を「管理者」に改め、同項第1号、第2号及び第4号中、「あつた」を「あつた」に改めます。

次に、第22条第2項中、「町長」を「管理者」に「町職員」を「職員」に改め、第23条第1項中、「管理者の」を削り、「水が」を「水が」に、「給水装置」を「給水装置」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書き中、「町長」を「管理者」に、「がこれを負担することがある」を「において、その費用の負担をすることができる」に改め、同条第3項中、「怠

つた」を「怠った」に改めます。

次のページで、第24条第1項中、「町長」を「管理者」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中、「実費」を「実費額」に改めます。

次に、第25条に次の1項を加えます。

第2項、共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

次に、第26条中、「100分の110を乗じて得た額(10円未満)」を「消費税法に規定する消費税額、消費税及び地方税法に規定する消費税額の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満)」に改めます。

次に、第27条第1項中、「町長」を「管理者」に、「その日」を「その使用水量をもって定例日」に改め、「算定する」の次に「ものとする」と加え、同項ただし書き中、「と認めた」を削り、「町長」を「管理者」に、「これを変更する」を「定例日以外の日メーターの検針を行い、その使用水量をもって給料日の属する月分として算定する」に改めます。

次に、第28条中、「町長」を「管理者」に改め、同条第1号中、「あつた」を「あつた」に改める。同条第2号中、「不明な」を「不明の」に改め、次のページで、同条第3号を次のように改めます。

第3号、共用給水装置により水道を使用するとき。

第28条に次の1号を加えます。

第4号、その他管理者が必要と認めるとき。

第29条に次の1項を加えます。

第3項、2世帯以上にメーターを供用して水道を使用するときは、管理者において使用水量及び料金を認定して算定する。

次に、第30条第1項中、「一時的」を「一時的」に、「町長が定める」を「水道の使用の申し込みの際に管理者が定める」に改め、同条ただし書き中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第31条第2項及び第3項ただし書き中、「町長」を「管理者」に改め、第32条中「合計額(」の次に「その額に」を加え、「際」

を「際に」に改め、次のページで、同条ただし書き中、「町長」を「管理者」に、「申込後」を「申込後に」に改め、同条第1号中、「以内で町長」を「以内の額で管理者」に改め、同条第3号中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第32条の2第1項中、「町長」を「管理者」に、「工事負担金」を「工事負担金」に改め、同条第2項中、「町長」を「管理者」に、「100分の110を乗じて得た額（）」を「消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に）」に改めます。

次に、第33条中、「町長」を「管理者」に、「よつて」を「よつて」に改め、第34条第1項並びに第35条第1項及び第2項中、「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第36条中、「町長」を「管理者」に、「次の」を「水道の利用者が次の」に改め、同条第1号及び第2号中、「水道の利用者」を「水道利用者等」に改め、同条第3号中、「汚染」を「汚染」に、「又は」を「又は」に改めます。

次に、第37条の見出し中、「切り離し」を、送り仮名の「り」を除いた「切離し」に改め、同条中、「町長」を「管理者」に改め、次のページで、同条第1号中、「所有者が90日以上所在不明」を「所有者の所在が1年以上不明」に、「水道」を「給水装置」に、「ないとき」を「いないとき」に改め、同条第2号中、「あつて」を「あつて」に改め、同条に次の2項を加えます。

第2項、管理者は、前項の規定により給水装置を切り離そうとするときは、あらかじめ給水装置の所有者にその旨を通知し、当該通知を発した日から30日を経過したときでなければ給水装置の切り離しを行うことができない。この場合において、所有者の所在が不明であることなどの理由により通知できないときは、公示をもって通知にかえることができる。

第3項、給水装置の切り離した後、再使用の申し込みがあった場合は、給水装置に接続する費用は申込者の負担とする。

次に、第38条及び第39条を、条項の整理により削ります。

次のページで、第40条第1項及び第2項中、「町長」を「管理者」に改め、第6章中、同条を第38条とします。

次に、第41条第2項中、「別に」を「管理者が別に」に改め、第6章中、同条を第39条とします。

次に、第42条中、「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「町長が規程で」に改め、第7章中、同条を第40条とします。

最後に、第7章の次に、次の1章を加えます。
第8章、罰則。

第41条、過料。町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。この場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が継続する間、給水を停止し、当該停止により損害があったときは、これを賠償させることができる。

第1号、第5条第1項の承認を受けずに給水装置の新設等をした者。

第2号、正当な理由がなく第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者。

第3号、第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者。

第4号、第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者。

第5号、敷設消火栓を消防又は消防の演習以外に使用した者。

第42条、料金を免れた者に対する過料。

町長は、詐欺その他不正な行為によって第26条の料金または第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料に処する。

議案にお戻りいただきまして、附則の前の第12条となります。

最後に、七飯町下水道設置条例の廃止でございます。

この条例の廃止は、第8条関係で提案しました

七飯町水道事業の設置等に関する条例の一部改正で法の適用を受ける公営企業として下水道事業を規定したことから、設置規定等が重複することにより廃止するもので、第12条、七飯町下水道設置条例（昭和63年条例第21号）は廃止する。

最後に、附則としまして、第1項、施行期日として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次に、第2項、調整規定として、この条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例、これは昨日議決をいただいた整備条例となりますが、令和2年条例第号に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

次に、第3項、七飯町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置として、第4条の規定による改正前の七飯町特別会計条例第1条第4号に規定する七飯町下水道事業特別会計（次項において「下水道事業特別会計」という）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

次に、第4項、会計の承継として、この条例の施行の際、下水道事業特別会計に属する権利及び義務は、第8条の規定による改正後の七飯町公営企業の設置等に関する条例第5条第2号に規定する七飯町下水道事業会計に帰属するものとする。

次に、第5項、七飯町水洗便所改装等資金融資あっせん条例の一部改正に伴う経過措置として、この条例の施行の日（以下「施行日」という）前に、第5条の規定による改正前の七飯町水洗便所改装等資金融資あっせん条例の規定により、町長に対してされている申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して町長からなされた処分、その他の行為は、施行日以後は、この条例の相当規定により、公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という）に対してされた申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して管理者からなされた処分、その他の行為と

見なす。

第6項、第5条の規定による改正後の七飯町水洗便所改装等資金融資あっせん条例の規定は、施行日以後に融資あっせんの申し込みがあった資金から適用し、同日前に融資あっせんの申し込みがあった資金についてはなお従前の例による。

次に、第7項、七飯町公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置として、施行日前に第6条の規定による改正前の七飯町公共下水道条例（次項において「改正前の条例」という）の規定により、町長に対してされている申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して町長からなされた処分、その他の行為は、施行日以後はこの条例の相当規定により管理者に対してされた申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して管理者からなされた処分、その他の行為とみなす。

第8項、施行日前にした改正前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

次に、第9項、七飯町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、施行日前に第7条の規定による改正前の七飯町下水道事業受益者分担金に関する条例の規定により、町長に対してされている申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して町長からなされた処分、その他の行為は、施行日以後は、この条例の相当規定により、管理者に対してされた申請、その他の手続及び当該申請、その他の手続に対して管理者からなされた処分、その他の行為とみなす。

第10項、施行日の前日までに下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた排水区域に係る負担金又は分担金の徴収猶予及び減免については、第7条の規定による改正後の七飯町下水道事業受益者負担等に関する条例（次項において「改正後の条例」という）第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第11項、改正後の条例の規定は、施行日以後に納期限が到来する町税以外の収入金に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する町税以外の収入金に係る延滞金については、なお従

前の例による。

最後に、第12項、七飯町下水道設置条例の廃止に伴う経過措置として、施行日前に第12条の規定による廃止前の七飯町下水道設置条例の規定によりされた行為であって、第8条の規定による改正後の七飯町公営企業の設置等に関する条例の規定に相当の規定があるものは、当該条例の相当規定によりなされた行為とみなす。

提案説明は以上でございます。

また、このたびの改正にあわせて、条項の整理や字句の修正などもあわせて改正させていただきましたことを御理解願います。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今回、二つのものを一つに合わすということで、大変な努力があったのかなと思うのですが、確認をしたいことがあります。これは、例えばこういうことを専門になさっている業者のほうに外注された経緯があるのか、それとも、当職員が全部一字一句つくり上げたものなのか、その確認をしたいのが1点と、この概要の趣旨の中に、公営企業会計に移行することにより、下水道事業の効率化と事業のコスト削減を図ることができるというふうに書いているのですけれども、細かい話はまた別な場面でする機会があるかと思うのですけれども、何か前よりも、結構細かいことをやらなければだめだというふうな表現が随分あちこちに出ていると思うのですが、この辺はどうだったのでしょうか。今までわりとわかりづらい、担当者によって判断が異なるようなことがあったので、今回はそういうものがはつき

りわかるようにしたと、こういうことが入っているのかどうか、効率化なのか、わかりやすくしたのか、この点の回答をちょっと求めたいと思います。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） まず、委託というか、これは条例の整備に関して委託に出したかどうかということだと思うのですが、これは一応委託というよりは、一つの業務を通して委託には出しておりますけれども、その委託の内容は、資産の整理が主な内容で、委託に関しては、タイトルを拾ってきたとか、そういうものがあっただけなことだから、これは全部私のほうで条例改正を行っております。条例については12本なのですが、全部合わせては44本の規程、規則を改正、整備をしております。

次に、効率化、コスト削減というようなお話ですけれども、これまでのまず予算についてお答えしますと、今までは町長部局と言ったら変ですけども、一般会計などと同じく、地方自治法に基づいた予算ですので、歳入歳出、これはいわゆる現金主義の単式簿記というものを採用しております。単純に歳入と歳出の差額を載せるというのか、決算だったのが、これからは企業会計、複式簿記、発生主義というものを採用しますので、それに伴って、例えば損益計算書、財務諸表になりますけれども、損益計算書を作成する、貸借対照表を作成するというように、より企業に近づいた経営、経理を求められるようになります。

ここでこれを法的化する目的と効果というものをちょっと簡単に御説明したいと思いますけれども、下水道事業は特別会計を設けて経費の負担区分を明確にした上で、独立採算制を基礎とする経営が求められております。今後ですけれども、人口減少に伴い、使用料収入の減少や施設の老朽化に伴い、更新事業の増大など、経営環境が今後ますます厳しくなるものと予想されます。

そこで、これを取り入れる効果としましては、まず、損益取り引きと資本取り引きとの区分、発生主義、複式簿記の採用などにより、経営成績や財務状況、これは資産などが明確になることによって、経営状況を明確化にまずしようとする点

と、資産情報の正確な把握により、適正に将来の更新事業、これは今まで過去、下水道事業については、特環下水道は昭和50年から事業開始、公共下水道事業については昭和56年度から事業開始して、それぞれ平成元年と平成4年に供用開始をしております。

この間、多くの下水道整備に要した投資、費用があります。これらを減価償却という形により資産を期間損益により配分して、これがいつ、どの時点で更新がされるかというものを、今後はより計画的に予測、計画をすることが可能になるかと思えます。

さらに、この損益状況が明確になるため、職員の経営意識、例えばコスト削減につながるかと、収入確保の努力に努めるなどの向上が期待されるかと思えます。

また、町民に対しても、こちら、損益計算書や貸借対照表などの財務書類をつくることにより、わかりやすく今後はお伝えすることができるかと思えます。

さらに、損益計算書を通して作成される減価償却計算により、これらの今までかかっていたコストというものが、大体これまでも出していたのですけれども、今後はより正確なコストというものがあらわされることによって、それで適切な下水道使用料の設定も可能になるかと考えられます。

以上が、考えられる効果もしくはコスト削減への取り組みになるかと思われますので、そのように御答弁いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 趣旨はよくわかるのです。私は、できるだけ町内に居住している方からはきちんとお金をとれるような、そういうことでスタートしたいという思いはよくわかるのですが、例えば、1点だけ細かい話をさせていただきますと、関係資料の4ページの中の第3条、これの（1）の改正前が、改正後のところで条文が追加されていますね。この（1）につけ足された条文、真ん中から後ろなのですけれども、町内にそういう不動産を持っていらっしゃる所有者の同意を得た使用者で町内に居住していることと、わざ

わざ町内に住んでいる方ではないということ指定しましたけれども、町内に住んでいなくても、借りている人がお金を払ってくれるのだったら、それはそれでよかったですのではないかと思います。逆には、逆には俺は住んでいないから払わないと言われる可能性があるのではないかなとか思ったのですけれども、ちょっと何か所かこういうものが出てきているので、余り細かい話はできないのですけれども、その辺の趣旨で、もう少し何か全体的に企業としてやっていきやすい文面をつくるべきだったところがあるのかなと思うのですが、もしこの先、修正できる機会とかがあるのでしたら、そういうのはどうなのでしょう、もうこれで修正できないということになってしまうのでしょうか。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） 今、4ページ、これは水洗便所改造等資金の利子補給の関係で、これは町内に居住していることとなっていますけれども、こちら、住んでいる方に対してなので、この不動産が、例えば別の建物、別のところに住んでいる所有者であったとしても、町内に居住している方に恩恵が受けられるような利子補給制度でございますので、さらにこれは下水道使用者からいただいた料金をもとに利子補給されるものであるから、今回、このような改正案とさせていただきます。

これで改正で終わるかどうかということですが、今、これ、原案を提出している状況ですので、これについてちょっとお答えするのは…。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） では、これが原案だから、修正はできないということなのですね。と解釈していいのですか。

○議長（木下 敏） ちょっと平松議員に申し上げます。

今、一部改正で、まだ議決していませんし、議会は修正する能力も持っているのは、あなたも議員を長くやっているから御存じだと思うのですけれども、それで、これは議会運営委員会でも詳細な審査が必要だということで、経済産業常任委

員会に付託すると。その付託の中で、もし不備がある場合には、議会としてはこうしてほしいということは可能なので、それを理事者に聞くというのはおかしい話であって、修正するようなものを提案するという事はないので、根本的に。わかりますか。だから、そういう発言をするという自体が好ましくない。

○3番（平松俊一） 修正できるということではないのですよね。

○議長（木下 敏） 先ほども申しているとおりの、それを理事者に問うというのは、議会が修正するのであって、悪いところは。だから、それを修正できるのですよねというのを理事者に答弁を求める自体がまずいのではないのですかということをお私言っているのです。

○3番（平松俊一） わかりました。

終わります。ありがとうございます。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1点だけです。形式的なものですけれども、「よって」とか「あつて」とか、「つ」を小さく修正するというのがたくさん出てきたのですけれども、一番初めの七飯町職員定数条例新旧対照表の2ページ目になるのですけれども、6条のところにも、同じ「あつて」というのが載ってまして、これは漏れたのか、それとも何か特別なあれなのか、ちょっとそこだけ。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） これは1条から12条までで、1条から前段のほうは、ちょっとあれですけれども、町長部局側のほうで作成されている条例で、後半のほうは公営企業管理者部局のほうに適用される条例になりますので、私のほうでは後半のほうについての「あつて」もしくは「怠った」というのは直してきましたけれども、これはここで字句の修正で直すことも考えられますけれども、私は必要の範囲内でしか修正、改正を加えていないということで御理解いただければと思います。後半の部分については、これは昭和47年とか、古い条例なものですから、どういう経過で「あつて」、「あつて」、今は、最近は

「あつて」、ただ、国の法律でも「あつて」とか、そういうものが多く存在していますので、これはあえて直すかどうかについては別かと思われるので、今は正しく直してきているというような状況で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、詳細な審査を要することから、経済産業常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、経済産業常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3

議案第65号 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第65号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第65号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

このたびの改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知により、成年被後見人における印鑑登録を可能とするための取り扱いに伴う規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案関係資料の49ページの資料、七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表をごらん願います。

見出し、登録資格のところの第2条第2項第2号中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものでございます。

次の見出し、登録印鑑のところの第6条第3項中、「記録されている」を「記載（法第6条第3項）の規定により、磁器ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む（以下同じ。））をもって調整する住民票にあっては、記録（以下同じ。）が記載されている」に改めるものでございます。

次の見出し、印鑑登録原票のところの第7条第1項第3号中、（法第6条第3項の規定により磁器ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。））をもって調整する住民票にあっては、記録（以下同じ。）を削り、同項第7号中、「記録されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第65号七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第66号 七飯町学校設置条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第66号七飯町学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、議案第66号七飯町学校設置条例の一部改正について提案説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町学校設置条例の一部改正については、大沼地区の小中学校を統合し、新たに9年制の義務教育学校を設置することから、廃校となる大沼小学校、軍川小学校、東大沼小学校、大沼中学校の4校を削除し、新たに設置する大沼岳陽学校を加えるものでございます。

また、大沼小学校、大沼中学校の分校である鈴蘭谷分校についても、それぞれ本校が閉校することから、各分校を削除し、新たに設置する大沼岳陽学校の分校として加えるものでございます。

改正内容については、議案関係資料の51ページの新旧対照表により御説明申し上げます。

第1条中、「第2条第2項」を「第2条第1項」に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、本則に次の1条を加えます。

義務教育学校、第4条、義務教育学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

次に、別表第1、小学校の表中、大沼小学校の項、大沼小学校鈴蘭谷分校の項、軍川小学校の項及び東大沼小学校の項を削り、次のページになります。別表第2表、中学校の表中、大沼中学校の項及び大沼中学校鈴蘭谷分校の項を削り、別表に次の表を加えます。

別表第3（第4条関係）、義務教育学校、名称は大沼岳陽学校、位置は、七飯町字上軍川180番地2。

次の項として、大沼岳陽学校鈴蘭谷分校、七飯町字西大沼8番地1。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するもので

ございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第6号七飯町学校設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第67号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。
スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（川崎 元） それでは、議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設は2カ所ございまして、一つは七飯町パークゴルフ場七飯コース、施設の位置は、亀田郡七飯町本町2丁目140番1でございます。

二つ目は、七飯町パークゴルフ場大中山コース、施設の位置は、亀田郡七飯町大川1丁目3

47番地1でございます。

2の指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は亀田郡七飯町鳴川1丁目6番18号、名称は、グリーンPGサービス株式会社、代表者氏名は、代表取締役、大森章吾氏でございます。

3の管理を行わせる期間でございますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料53ページの資料4、指定管理者選定経過概要をごらんください。

指定管理者の選定経過について御説明申し上げます。

表の上段が、項目、年月日、施設名となっております。施設名の最初の列が七飯町パークゴルフ場でございます。

項目の条例改正議案提出及び条例改正議案可決については、更新のため、不要となっております。

次に、公募開始でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月16日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、グリーンPGサービスの1団体が参加しております。その後、応募登録の申し込み期限の8月26日までにグリーンPGサービス株式会社の1団体が登録し、9月27日の申請書提出期限までにグリーンPGサービス株式会社が指定管理者指定申請を提出してございます。

10月10日に選定委員会を開催し、グリーンPGサービス株式会社から提出された書類及びヒアリングにより審査を行い、評価した結果、評価点は500点満点中406.0点という結果を受けて、このたびの指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただくものでございます。

また、今回御提案申し上げます令和元年度一般会計補正予算に係る予算として指定管理料の債務負担行為、3カ年で総額2,385万6,000円を計上しております。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、説明いただいているのですけれども、この指定管理者の、公募なのですか、これ。公募という形で行っているのかということが一つです。というのは、参加者、指名に参加したのが1社しかないということなのですが、対象として考えられるのは、近隣のまちの業者も含めて対象と考えたのかどうか、それが1点です。

それから、今回、評価点というのが出されております。この場合は406.0点ということですが、500点満点に対してのということなのですが、この評価点というのはどのようにしてつけられるものなのか。そしてまた、この評価点に関して、基準があって、何点以上でなければならないとか、そういう基準を設定しておられるのか、この2点について、ちょっとお伺いいたします。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（川崎 元） 3点の御質問だったと思いますが、まず、指定管理者の公募かどうかということですが、こちらについては公募とさせていただきます。

それと、対象業者につきましては、一応まずは町内の団体優先ということになるのですけれども、一応一般的に町のスポーツセンターに募集要項を置いたり、ホームページで公募の募集を行っております。

それと、評価点、こちらにつきましては、どのようにしてということなのですが、庁舎内の関係職員によります選定委員会、こちらで11項目に分けて、そこで採点していくということですが、今回の場合、1社ですので、点数でどうなるかということなのですが、採決方式になりまして、それについては、7割以上点数が入らないと、その選定委員会では選定されないということになります。ですから、7割ですから、350点以上のものでないと採用にならないということになります。

説明については以上になります。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうからは、

指定管理の選定委員会につきましては政策推進課のほうで所管してございますので、評価点の関係の部分、若干補足させていただきたいと思えます。

500点満点中ですが、まず、配分されているのが、200点は金額によるものでございます。もともと公募時における金額を下回ったものにつきましては200点満点で計算されます。また、500点のうち300点は内容による審査のもので、先ほどスポーツ振興課長から答弁あったとおりでございます。500点満点中、350点以上のものについては、この基準を満たしているということではございます。ただ、基準を満たしているからということではなくて、内容全てをもって、今後3年間お願いできるかということを経営的に考えて、採決方式ということで選定させていただいているというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） この評価点をつけるのが、庁舎内のそういう委員会ということなのですが、実際、このパークゴルフをやっている人たちの評価というのは反映されないような形に感じますが、その辺についてどうなっていますか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 利用者の意見等につきましては、毎年、業務状況評価ということで、こちらの評価を実施してございます。利用者の方の声を聞いた中で、そういった部分を所管する担当課のほうでその事業について評価をさせていただいているというところで、利用者の声も聞かせていただいた中での評価ということですが、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第68号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

初めに、1として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、

（1）として、施設の名称は、屋内ゲートボール場すずらんコート、施設の位置は、亀田郡七飯町本町2丁目96番地1。

（2）として、施設の名称は、屋内ゲートボール場ひまわりコート、施設の位置は、亀田郡七飯町字大川387番地1でございます。

次に、2として、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は亀田郡七飯町本町2丁目22番14号、名称は、すずらんコート利用者の会、代表者氏名は、会長、小林規彦のりひこ氏でございます。

次に、3として、管理を行わせる期間でございますが、令和2年4月1日から令和5年3月31

日までの3カ年でございます。

続いて、議案関係資料53ページ、資料4、指定管理者選定経過概要をご覧ください。

選定経過でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月16日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、すずらんコート利用者の会1団体が参加してございます。その後、応募登録の申し込み期限である8月26日まですずらんコート利用者の会が登録し、9月21日の申請書提出期限までにすずらんコート利用者の会が指定管理者指定申請を提出してございます。

10月10日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、評価した結果、500点満点中389.1点の評価であったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回、議案第71号で御提案申し上げます令和元年度一般会計補正予算（第8号）に關係予算として指定管理料の債務負担行為で、3年間総額150万円を計上しております。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第69号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第69号七

飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、議案第69号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、七飯町大沼国際交流プラザ、施設の位置は、亀田郡七飯町字大沼町85番地15でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は亀田郡七飯町字大沼町211番地、名称は、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会、代表者氏名は、代表理事、小泉真氏でございます。

次に、管理を行わせる期間でございますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3カ年となっております。

続きまして、議案関係資料53ページ、資料4、指定管理者選定経過概要をごらんください。

選定経過の概要でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月16日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会の参加がございました。その後、応募登録の申し込み期限である8月26日までに1団体が登録し、9月27日の申請書提出期限までに一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月10日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査を行い、評価した結果、500点満点中409.9点の評価点となったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回御提案申し上げます令和元年度一般会計補正予算（第8号）に関係予算として指定管

理料の債務負担行為、3年間で総額5,823万9,000円を計上してございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第69号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第70号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第70号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、議案第70号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、道の駅なないろ・ななえ、施設の位置は、亀田郡七飯町字峠下380番地2でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は亀田郡七

飯町字峠下380番地2、名称は、一般社団法人七飯町振興公社、代表者氏名は、代表理事、山川俊郎氏でございます。

次に、管理を行わせる期間でございますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案関係資料53ページ、資料4、指定管理者選定経過概要をごらんください。

選定経過の概要でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月16日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、一般社団法人七飯町振興公社の参加がございました。その後、応募登録の申し込み期限である8月26日までに1団体が登録し、9月27日の申請書提出期限までに一般社団法人七飯町振興公社が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月10日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査を行い、評価した結果、500点満点中423.6点の評価点となったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回御提案申し上げます令和元年度一般会計補正予算（第8号）に係る予算として指定管理料の債務負担行為、3カ年で総額6,659万7,000円を計上してございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、何点か確認ということで、この最後に載っているポイントが423.6ということで、非常に高い点数になっていますけれども、この振興公社の前回のポイントがもしわかれば教えていただきたいということと、パークゴルフ場、ゲートボール場、交流プラザ、全部そうなのでございますけれども、公募と言いながら、1社しか応募がないということについて、厳正な手続で進めているので問題があるとは思わないのですけれども、依頼する側からすると、同じ人がやってくれるのがあるがたいと思うのですけれども、はたから見ると、何かもう決まっているのではないかと、そういうニュアンスを与え

るようなことに関して、ちょっと1社だけという、何社かあってこちらがというようなことがあれば一番いい形なのでしょうけれども、その辺について、ちょっとどのようにお考えなのか、聞かせていただきたいなと思います。

それと、ここのなないろ・ななえについては、今回、9月の決算特別委員会でいろいろお話があったときに、申請書の内容の中に、指定管理料についてはもらわないでもやりたいというようなニュアンスの申し出があったというような形があったのですけれども、今回もそのようなやりとりがこの段階であったのか、あるいはこれからの打ち合わせなのか、その点。

それと、指定管理料、債務負担行為が6,600万円ということであれば、1年間2,200万円ぐらいなので、去年、今年の指定管理料とほぼ同額、端数が若干違うかもしれないですが、ほぼ同額なのですけれども、これについては非常にいい決算内容の振興公社に対して、同じ額でいいのかどうかというか、今ここで議論するのかわからないのですけれども、ちょっとその辺のところを御説明いただければと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第70号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についての質疑を続けます。

若山議員に対する答弁より入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、御質問に御答弁させていただきます。

まず、前回の評価点数につきましては、前回は408.4点でございます。

それから、指定管理の公募で1社となったことにつきましては、指定管理者の公募につきましては、条例、規則等に基づきまして、先ほど御提案申し上げましたとおり、指定管理者選定経過概要のとおり、定められた手続を進めてまいった結果、応募が1社であったと。しかしながら、1社

でありまして、必ずしも選定されるというようなものではなくて、提出書類やヒアリングで審査をした結果でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それから、指定管理料についてでございます。公の施設の維持管理に必要とされる金額を見積もったのが指定管理料ということになってございます。例えば、平成30年度は道の駅の指定管理料は2,368万4,000円でございます。そして、今回が2,219万9,000円、大体150万円程度の減額となっております。こちらの管理料につきましては、あくまでも限度額として設定をしておりますので、毎年度の協定時において、この範囲内で定めていくということになってございます。

それから、道の駅の指定管理での黒字部分についてでございます。これにつきましては、平成30年度は寄附ということになりましたが、このことにつきましても、決算状況等に応じて、それらの黒字部分が有効に活用できるように協議をしていくという考えでありますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） そうすると、決算内容によっては寄附もあり得るといえるか、管理者がそのような申し入れというか、打ち合わせがあるということによろしいのでしょうか。あくまでもこちらでそういう定めだというわけではなくて、決まりがあるわけではないのであれなので、もしそういう状況では寄附もまたあり得ますよというやりとりというか協議の内容ですよということ考えてよろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 大変申しわけございません。先ほどの答弁に漏れてございました。今回、指定管理者の応募に当たりまして、その提案の中身に寄附という形も提案の中に出てきておりますので、それも含めて、決算状況等確認して、有効に活用していくように協議をするということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第70号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第71号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第71号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第71号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、第1条、規定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,914万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億8,997万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表によるものでございます。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表によるものでございます。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表によるものでございます。

それでは、11ページの歳出から提案説明申し上げます。

2款総務費1項6目電算管理費は、電算管理費

として、旅費はコンビニ証明用端末の更新に伴い、東京で試験を行う必要があるため、一般職旅費6万円の追加、需用費は、サーバーのハードディスク2台が故障したことによる交換修繕のため、事務用機器修繕料16万円の追加、委託料は、大沼の小学校の統合に伴い、学籍システム改修が必要なことから、総合行政情報システム改修委託料63万8,000円の追加、負担金、補助及び交付金は、北海道が主体となっている電子自治体共同システム運用保守業務と北海道自治体セキュリティクラウド運用保守負担金が消費税率引き上げに伴い増額となったため、共同システム等運用負担金2万3,000円の追加、事業合計88万1,000円の追加。光ケーブル設置管理費として、負担金、補助及び交付金は、光ケーブル移設による負担金の予算不足が見込まれるため、光ケーブル等移設工事負担金71万5,000円の追加、電算管理費合計159万6,000円の追加。

10目交通安全対策費は、交通安全対策費として、報償費は、七飯町高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施に伴い、当初見込みを上回る申請があったため、高齢者運転免許証自主返納報償費35件分、70万円の追加、交通安全指導車管理費として、需用費は、交通安全指導車のマフラーが腐蝕しており、修繕が必要なことから、自動車修繕料15万円の追加、交通安全対策費合計85万円の追加。

11目交流推進費は、海外交流派遣事業及び三木町姉妹都市提携20周年記念事業が終了したことから、報償費から使用料及び賃借料まで合わせて42万9,000円の減額。

2項徴税费1目税務総務費は、税務総務費課税として、賃金は、確定申告受け付け臨時職員賃金として143万6,000円の追加、需用費は、消耗品費として税制改正に伴う法規追録、購入のための予算が不足していることから2万円の追加、償還金利子及び割引料は、3月末決算の法人町民税確定申告において過年度還付金の発生が見込まれるため100万円の追加、税務総務費合計245万6,000円の追加。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍窓口

に備えているIC旅券用交付窓口端末機の更新が必要なことから、委託料は、IC旅券用交付窓口端末機保守委託料7万2,000円の追加、備品購入費は、IC旅券用交付窓口端末機購入費32万8,000円の追加、事業合計40万円の追加。

4項2目選挙執行費は、町議会議員選挙執行費として、本年4月執行の町議会議員選挙執行に伴う経費が確定したことから、報酬から負担金、補助及び交付金まで合わせて442万3,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、地域福祉連携活動費として、委託料は、社会福祉協議会に委託している地域要援護者支え合い事業の実績見込みにより、委託料35万3,000円の追加、地域貢献ポイント制度委託料は、各種ボランティア活動の増加に伴い31万1,000円の追加、事業合計66万4,000円の追加。

2目高齢者福祉費は、長寿敬老事業費として、今年度の事業が完了したため、報償費は、百歳到達者祝金10万円の減額、敬老祝品代7万2,000円の減額、合わせて17万2,000円の減額、高齢者在宅サービス事業費として、備品購入費は、緊急通報装置1台の購入費として9万8,000円の追加、高齢者支援費として、扶助費は好日園等の施設入居者の増加及び介護サービス対象入居者の増加に伴い、高齢者施設入居措置費は842万4,000円の追加、介護保険特別会計繰出金は、執行見込みにより、介護保険特別会計繰出金422万4,000円の追加、福祉介護車管理費として、需用費は、自動車修繕料5万円の追加、高齢者福祉費合計1,262万4,000円の追加。

3目高齢者医療助成費は、高齢者医療助成費として、負担金、補助及び交付金は、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金変更決定に伴い1,323万8,000円の減額、繰出金は、北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金変更決定及び保険基盤安定負担金確定に伴い325万2,000円の減額、高齢者医療助成費合計1,649万円の減額。

4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費とし

て、扶助費は、生活介護の利用者数の増加、就労継続支援B型等の利用日数の増加、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用日数の増加により、介護給付等費は2,723万8,000円の追加、障がい児通所給付費は、執行見込みにより2,524万2,000円の追加、事業合計5,248万円の追加。地域生活支援事業費として、扶助費は給付件数の増加による執行見込みにより、日常生活用具給付費347万3,000円の追加、障がい者福祉費合計5,595万3,000円の追加。

5目障がい者医療助成費として、役務費は決算見込みにより障がい者医療助成費の調査支払い手数料14万3,000円の追加。

6目社会福祉施設費は、授産施設指定管理費として、備品購入費は、ぽぼろ館で長年使用している丸のこ盤の自動カンナに不具合が生じており、修繕ができないことから、買いかえるため、作業用機械購入費44万4,000円の追加。

2項1目児童福祉総務費は、児童手当支給費として、扶助費は、決算見込みにより児童手当998万5,000円の減額、償還金利子及び割引料は、児童手当交付金前年度精算に伴う返還金60万円の追加、事業合計938万5,000円の減額。大中山複合施設事業費として、役務費は、事業完了により完了検査手数料4万1,000円の減額、工事請負費は、事業完了により旧大中山公民館解体工事231万7,000円の減額、事業合計235万8,000円の減額。

3目児童等医療助成費は、ひとり親家庭等医療助成費として、扶助費は、決算見込みによりひとり親家庭等医療助成扶助費545万4,000円の追加。

4款衛生費1項2目予防費は、母子保健対策費として、扶助費は、受給者数が増加傾向にあるため、養育医療扶助費39万円の追加、成人保健対策費として、委託料は、受診者数が増加しているため、後期高齢者保健受診委託料32万6,000円の追加、同様に、子宮がん検診委託料は、243万6,000円の追加、事業合計276万2,000円の追加。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として、委

託料は、ヒグマ捕獲用箱檻の執行見込みにより鳥獣捕獲用箱檻製作委託料2万2,000円の減額、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、研修会会場使用料3万5,000円の減額、事業合計5万7,000円の減額。有害鳥獣対策車管理費として、役務費は、自動車損害保険料1万9,000円の減額、使用料及び賃借料は、入札執行残により自動車借上料60万6,000円の減額、事業合計62万5,000円の減額。火葬場及び墓地管理費として、需用費は、火葬炉での使用の前年度実績を踏まえた執行見込みにより、燃料費（灯油）は35万1,000円の追加、電気料は10万3,000円の追加、委託料は、執行見込みにより火葬場草刈り委託料10万円の減額、工事請負費は、執行見込みにより火葬場霊台車耐火物張りかえ工事3万3,000円の減額、事業合計32万1,000円の追加。環境衛生費合計36万1,000円の減額。

4目環境保全対策費は、自然環境保全事業費として、委託料は、入札執行残により、河川水質検査委託料10万円の減額、荇間川の浄化エリア草刈り委託料は、ヨシの繁茂状況により、直営で実施したため、8万5,000円の減額、事業合計18万5,000円の減額。生活環境対策事業費として、今年度の事業が完了したことから、委託料は、空き地雑草刈取委託料16万8,000円の減額、蜂駆除委託料12万円の減額、事業合計28万8,000円の減額。

5目保健センター管理費は、役務費は、本年10月からの幼児教育保育無償化に伴う連絡が多くなっていることから、執行見込みにより、電話料2万8,000円の追加。

6款農林水産業費1項2目農業総務費は、農業総務費として、負担金、補助及び交付金は、執行残により、道南肉用牛振興協議会負担金2,000円の減額、渡島地区家畜自営防疫組合推進協議会負担金2,000円の減額、事業合計4,000円の減額。

3目農業振興費は、農業支援対策事業費として、負担金、補助及び交付金は、七飯町野菜生産出荷組合は設立から50年を迎え、来年2月に記念事業が行われることから、七飯町野菜生産出荷

組合50周年記念事業補助金30万円の追加。

4目農地費は、道営農業基盤整備事業費として、負担金、補助及び交付金は、白川地区経営体育成基盤整備事業の事業費が増加したことから、道営農業農村整備事業負担金4万2,000円の追加、農業経営高度化支援事業補助金7万3,000円の追加、事業合計11万5,000円の追加。

5目町営牧場運営費は、町営牧場運営費として、今年度の事業終了により、共済費から原材料費まで、合わせて65万9,000円の減額、町営牧場看視舎管理費についても、今年度の事業終了により、需用費から委託料まで、合わせて6万6,000円の減額、町営牧場作業車管理費として、事業完了により、需用費は42万3,000円の減額、町営牧場運営費合計114万8,000円の減額。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として、今年度、地域おこし協力隊員2名分の予算でございましたが、1名のみ採用となっていることから、共済費から使用料及び賃借料は、執行見込みにより合わせて308万7,000円の減額、ふるさと納税事業費も、同じく本年度地域おこし協力隊員1名分の予算でございましたが、採用に至らず、共済費から使用料及び賃借料までを執行見込みにより合わせて304万4,000円の減額、企業誘致推進費として、負担金、補助及び交付金は、補助金額の確定による執行残として、雇用創出補助金360万円の減額。

2目観光費として、委託料は、冬の大沼観光推進事業として、大沼公園において雪と氷の祭典で製作するジャンボ滑り台を活用したイベントの実施、函館空港にミニ雪像を作成し、歓迎とイベントのPRを行うため、冬の大沼観光推進事業委託料68万2,000円の追加、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、地域おこし隊員住宅借上料70万4,000円の減額、事業合計2万2,000円の減額。

8款1項1目土木総務費として、委託料は、道路台帳整備委託料545万円の追加。

2項1目道路橋梁維持費は、共済費、賃金、委託料は、執行見込みにより、合わせて153万

5,000円の減額、工事請負費は、補修が必要な路線が数本あることから、町道等舗装補修工事200万円の追加、事業合計46万5,000円の追加。

5項住宅費1目住宅管理費は、公営住宅管理費として、需用費は、今後の修繕見込みにより、町営住宅小破修繕料160万円の追加、社会資本整備総合交付金事業費（公住）として、委託料の本町上台団地長寿命化調査設計委託料は、事業完了により285万円の減額、また、公営住宅長寿命化改修計画により、令和2年度改修予定であった本町上台団地3、4号棟及び桜B団地5、6号棟の長寿命化改修工事が令和元年度交付金の追加対象事業となったことから、本町上台団地長寿命化改修工事管理業務委託料162万7,000円、桜B団地長寿命化改修工事管理業務委託料153万8,000円の追加、委託料合計31万5,000円の追加、工事請負費の冬トピア団地集会所屋上防水改修工事は、事業完了により27万3,000円の減額、本町上台団地長寿命化改修工事は7,101万6,000円の追加、桜B団地長寿命化改修工事は6,517万6,000円の追加、合わせて1億3,591万7,000円の追加、事業合計1億3,623万4,000円の追加、住宅管理費合計1億3,783万4,000円の追加でございます。

10款教育費1項2目事務局費は、対外競技参加費として、負担金、補助及び交付金は、今後の執行見込みにより、対外競技等参加費補助金135万1,000円の追加、事務局費（学校教育）として、賃金は、各学校で配置している学習支援員賃金に不足が生じることから174万円の追加、報償費は、教育支援委員会専門委員会委員報償費6万4,000円の追加、事業合計180万4,000円の追加。スクールバス運行費として、委託料は、休日行事での利用等による増加に伴い、スクールバス運行业務委託料150万円の追加、教員住宅管理費として、需用費は、教員住宅の修繕料として10万円の追加、使用料及び賃借料は、借上住宅入居者減により、教員住宅借上料399万8,000円の減額、事業合計389万8,000円の減額。大沼地区小中学校統廃合

事業費として、需用費は、大沼岳陽学校の開校に伴う消耗品費7万円の追加、委託料は、コンピュータの移設及び各種設定が必要となることから、電子機器移設等業務委託料264万円の追加、大沼小学校及び軍川小学校屋内体育館解体工事実施設計委託料は、入札執行残により27万5,000円の減額、備品購入費は、児童生徒の机、椅子、新たな校旗の購入のため、一般備品購入費291万8,000円の追加、扶助費は、現在の中学1、2年生に対し、新たな指定制服の費用を助成するため、大沼岳陽学校在校生制服等扶助費218万1,000円の追加、事業合計753万4,000円の追加、事務局費合計829万1,000円の追加。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として、需用費は、大中山小学校プリンター、各小学校除雪機械の故障に伴い、事務機器等修繕料10万円の追加、役務費は、学校運営協議会委員、学校見守り隊への郵便料5万1,000円の追加、委託料は、令和3年4月1日発行予定の3、4年生社会科副読本製作業務委託料2万円の追加、事業合計17万1,000円の追加。校舎等営繕費（小学校）は、需用費として、大中山小学校の敷地除雪に伴い、スノーポールが必要なことから、校舎用消耗品費27万8,000円の追加、修繕料は、今後の修繕に対応するため、校舎ほか修繕料50万円の追加、事業合計77万8,000円の追加、学校管理費合計94万9,000円の追加。

3目学校建設費は、大中山小学校改築事業として、需用費は、落成式記念品の購入のため、消耗品費66万円の追加、工事請負費は、入札執行残により、旧プール解体工事76万円の減額、事業合計10万円の減額。

3項1目学校管理費は、校舎等営繕費（中学校）として、修繕が必要な箇所があり、今後の修繕に対応するため、校舎ほか修繕料100万円の追加。

4項1目社会教育総務費は、高齢者教育事業費として、職員手当等は、執行見込みにより、嘱託職員手当3万5,000円の追加、共済費は、執行見込みにより、嘱託職員社会保険料4万2,0

000円の追加、需用費は、事業完了により、七飯老人大学50周年記念事業印刷製本費24万2,000円の減額、使用料及び賃借料は、入札執行残により、自動車借上料22万7,000円の減額、事業合計39万2,000円の減額。生涯教育公用車管理費として、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、自動車借上料19万円の減額、社会教育総務費合計58万2,000円の減額。

3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として、需用費は、大ホールのピンスポットライト用のランプ交換のため、消耗品費28万6,000円の追加、施設修繕料は、給湯室電気湯沸かし器取りかえ、ガスオープンコンロ交換、陶芸室電気炉セラミックファイバー修繕のため、施設修繕料125万1,000円の追加、委託料は、執行見込みにより、大ホール、小ホール舞台音響設備保守点検業務委託料14万円の減額、事業合計139万7,000円の追加。社会教育施設管理費として、委託料は、執行見込みにより、浄化槽維持管理業務委託料8万7,000円の減額、社会教育施設振興費合計131万円の追加。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として、役務費は、執行見込みにより、手数料2万4,000円の減額、負担金、補助及び交付金は、事業終了により、香川県三木町小学生スポーツ交流事業負担金76万2,000円の減額、スポーツ振興補助金は、今後の執行見込みにより、30万円の追加、事業合計48万6,000円の減額。スポーツ合宿事業費として、役務費は、執行見込みにより、横断幕設置撤去手数料8万6,000円の減額、体育施設管理費として、執行見込みにより、共済費、賃金は合わせて132万3,000円の減額、需用費は、ボイラーの部品交換、大中山地域体育館の壁補修などにより、施設修繕料120万円の追加、備品購入費は、執行見込みにより、体育施設備品購入費43万7,000円の減額、事業合計56万円の減額。パークゴルフ場指定管理費として、工事請負費は、執行見込みにより、大中山パークゴルフ場トイレ工事5万4,000円の減額、保健体育総務費合計118万6,000円の減額。

2目学校給食費は、学校給食センター運営費と

して、扶助費は、執行見込みにより、準要保護児童生徒給食扶助費94万円の追加、多子世帯児童生徒給食扶助費40万円の減額、事業合計54万円の追加。

12款公債費1項1目元金は、一般会計町債償還金元金として、償還金利子及び割引料は、執行見込みにより、長期債元金償還金51万5,000円の減額。

2目利子は、一般会計町債償還費利子として、同じく執行見込みにより、長期債利子償還金36万4,000円の減額でございます。

次に、7ページの歳入に戻っていただきます。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、好日園等の施設入居者の増加に伴い、高齢者施設入居者費用徴収金346万3,000円の追加。

2目農林水産業費負担金は、新函館農業協同組合による負担額確定に伴い、新野菜広域流出施設整備費用負担金37万3,000円の追加。

13款使用料及び手数料1項3目農林水産使用料は、実績に伴い、町営牧場使用料62万円の追加。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、介護給付費等の増額に伴い、国2分の1として、障がい者介護給付費等負担金1,361万8,000円の追加、同じく障がい児通所給付費等負担金1,262万円の追加、児童手当負担金は、決算見込みにより、727万7,000円の減額、民生費国庫負担金合計1,896万1,000円の追加。

2項衛生費国庫負担金は、受給者数の増加に伴い、養育医療給付費負担金14万5,000円の追加。

2項4目土木費国庫負担金は、本町上台団地及び桜B団地の長寿命化工事に伴い、社会資本整備総合交付金6,502万1,000円の追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、介護給付費等の増額に伴い、北海道4分の1として、障がい者介護給付費等負担金680万9,000円の追加、同じく障がい児通所給付費等負担金631万円の追加、北海道後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金確定に伴い、後期高齢者

医療保険基盤安定負担金130万9,000円の減額、児童手当負担金は、決算見込みにより、135万8,000円の減額、民生費道負担金合計1,045万2,000円の追加。

2目衛生費道負担金は、受診者数の増加に伴い、養育医療給付費負担金7万2,000円の追加。

2項4目農林水産業費道補助金は、道営事業の事業費増加に伴い、農業経営高度化支援事業補助金7万4,000円の追加、同じく農業農村づくり促進特別対策事業推進交付金2万5,000円の追加、農林水産業費道補助金合計9万9,000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は1,600万円の追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金90万3,000円の追加。

20款諸収入4項1目衛生費受託事業収入は、受診者数の増加に伴い、後期高齢者保険審査受託事業収入18万円の追加。

5項4目雑入として、執行見込みにより、城岱牧場放牧牛ダニ予防対策経費負担金20万円の追加、同じく城岱牧場放牧牛飼料給餌費負担金5万8,000円の追加、雑入合計25万8,000円の追加。

21款町債1項1目民生費は、大中山複合施設事業債190万円の減額。

3目土木債は、一般財源から財源構成により除排雪対策事業債220万円の追加、住宅債として、本町上台団地、桜B団地の長寿命化工事に伴い、本町上台団地整備事業債3,620万円の追加、桜B団地整備事業債3,500万円の追加。

4目教育債は、大沼地区小中学校統廃合事業債、校舎等解体事業として110万円の追加でございます。

次に、3ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

このたび追加となるのは、町営住宅長寿命化工事事業となる8款土木費5項住宅費本町上台団地整備事業7,264万3,000円、同じく桜B団地整備事業6,671万4,000円、合計1億3,935万7,000円を令和2年度へ繰越明許

事業として追加するものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

このたび追加となるのは、先ほど指定管理者の指定につきまして議決をいただきました屋内ゲートボール場、大沼国際交流プラザ、道の駅、パークゴルフ場について、令和2年度から令和4年度までの期間で、合計1億5,019万2,000円を限度額として設定するものでございます。

第4表、地方債補正でございます。

1の追加としましては、桜B団地整備事業、大沼地区小中学校統廃合事業、校舎等解体事業の2事業、合わせて3,610万円を追加するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表示のとおりでございます。

2の変更としましては、大中山複合施設事業、除排雪対策事業、本町上台団地整備事業の3事業について、限度額をそれぞれ記載の金額に変更するものでございます。

事業の限度額の変更前、変更後の内容につきましては、表示のとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

田村議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、10ページの歳入のほうですけれども、道路橋梁債220万円でございますけれども、今の説明で、一般財源と組みかえとか何とかと、私、ちょっとあれしたのですけれども、借金のほうによりは切りかえたということだと思っております。したがって、この切りかえた理由、借金を増やした理由というのですかね、そこら辺をちょっと説明いただきたいと思っております。

それから、一般の20ページ、商工振興費の中の地域おこし協力隊の関係で、予定は2名でしたけれども、1名にということだと思っております。そして、ふるさと納税のほうも、予定1名をゼロというような、今、説明あって、それぞれ減額され

ているのですけれども、要するに必要な人員だったのかということを知りたいのです。要するに採用して、これだけの仕事量があって、これだけのことをするので、何とか2名、あるいは1名を確保するために、これだけの経費をかけてやってもらうという、そういう立場の中で、2名が1名、1名がゼロということであれば、来年から1名、あるいはふるさと納税の事業のほうには人は要らないよという、そういう考えなのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、24ページ、事務局費の学習支援員の賃金174万円不足で補正というのはわかりますけれども、この内訳をちょっと教えていただきたい。

それから、スクールバス運行費の150万円、休日運行で増額したということなのですけれども、これも積算の内訳、休日運行、1回やるごとに何ぼ増えるのか、私、ちょっとわかりませんので、そこら辺、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、教員住宅の管理費、入居減ということで399万8,000円、これ、実際、何戸借り上げて、そして399万8,000円減額するというのは、現在何戸借り上げているのか、これをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、26ページの委託料264万円、電子機器移設等業務委託料、これ、パソコンということなのですけれども、これをどういうふうにする、どこにどういうふう配置するのか、これをちょっと簡単に説明をお願いいたします。

それから、学校管理費の委託料2万円ですけれども、3、4年生の社会科副読本作成委託料、これはどのような内容なのか、どう作成するのか、ちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思っておりますし、それから、これについての改訂というのですか、何年ごとに見直して、恐らく改訂していくと思うのですけれども、その改訂の年月日をもしわかっていれば教えていただきたい。

それから、高齢者教育事業費なのですけれども、印刷製本費24万2,000円、これ、減額ですけれども、たしか補正をしてやっているはず

なのですけれども、これ、印刷製本、50万円くらいだったような記憶があるのですけれども、ちょっとわかりませんけれども、余ったからというのはわかりますけれども、ちょっと金額的に大きいのではないのかなと。そこら辺の積算の補正と減額について、もう少し教えていただきたいと思います。

それから、学校給食センターの、28ページですけれども、運営費の中で扶助費、準要保護と多子世帯、これについての扶助の対象のそれぞれの世帯と人員を教えてくださいなと。

それから、恐らく40万円の減額ということになると、当初の予定よりもという話になると思うのですけれども、そこら辺の減額の理由、ちょっと教えてくださいなと。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では私のほうから、地域おこし協力隊員の経費の減額の件につきまして御答弁させていただきます。

地域おこし協力隊員は、都市部に集中する多くの人材、こういった方々が地方のほうに来ていただいて、そしてその地域で地域を活性化する、それぞれの持っている能力とか、そういったものを活用して地域の活性化に貢献していただく、そしてゆくゆくは定住していただくとか、あとは地域のほうで新たに起業をしていただくとか、就職していただくとか、そういったことで人的交流を進めて活性化していくというような制度でございます。

今般、私どものほうで募集をしてございましたが、残念ながらこちらのほうで予定していた商工支援関係の分野と、あとはふるさと納税等の物産振興の分野につきましては、募集した結果、どなたも応募されなかったということで、さらに、この地域おこし協力隊員の経費につきましては、ある程度、400万円程度を地方交付税措置というようなことで措置をされると。しかしながら、期限がもう今年度については済んでいきましたことから、その残額をここで減額するものでございます。これは決して人が、余計な予算だったとか、そういうことではなくて、新たな地域の活性化

化、そういった側面も踏まえて予算計上してまいったところなのですけれども、今回は応募がなかったため、このような形で予算を整理させていただいたということで、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 順序が逆になってしまい、大変申しわけございません。

一般の10ページの除排雪対策事業債の一般財源から起債にしたというところで説明をさせていただきました。事業メニューの変更により、起債の対象になりまして、この起債につきましては、交付税で40%が後年次に戻ってくるということもございましたので、こちらのほうに振りかえたということでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、御質問があった、まず学習支援についてでございます。こちらの学習支援でございますけれども、当初、180日の10名で学習支援員のほうを予定を立てておりましたけれども、支援の必要な子、また、支援員の出勤の日数が増えたものですから、最終的に210日の出勤予定の10名分ということで、差額の分を補正をさせていただいております。

また、休日のバスの運行の内訳ということでございますけれども、まずこちらの、今回補正を上げておりますバスの借上料の約70万円程度、夏から秋口にかけて、軍川地区で熊が出没しておりましたので、熊の部分の対応の借上料が約70万円から80万円程度ということで、それ以外の部分につきましては、約半分程度は学校行事等で休日に部活動ですとか大会ですとか、そういったものに出ている部分で使用しているということになります。時間数については、ちょっと今、押さえておりませんので、期間中で約半分程度、時間外で使っているということで御理解いただければと思います。

また、教員住宅でございますけれども、こちらにつきましては、当初、教員の住宅の借り上げは8名分で予定をしておりましたけれども、現在、

実際に民間アパートのほうに入居している管理職につきましては3名入居しているということで、当初の8名から、3名ですので、5名分の差額といった部分を減額をしているというところがございます。

また、移設費、機械の電子機器の移設の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、現在、各軍川、また、東大沼、大沼小学校にあるコンピュータ、パソコン、もしくはサーバー機、こちらを大沼中学校のほうに移設をするということと、無線の設定、あと、機械が当然増えますので、その機械の増えた分の設定、整備の部分を含めまして、こちらの金額となっております。

また、副読本の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、教科書の変更にあわせてこちらの副読本というのは改訂をしておるところでございますけれども、教科書の改訂が来年の4月を予定しております。ただ、今回、教科書の改訂より1年ずれて、副読本の印刷につきましては再来年を予定しております。大沼の岳陽学校ですとか、新しいところができますので、そういった内容も反映させるということで、1年おくれの発行予定となっております。今回につきましては、来年の改訂に向けて、冬場のやはり写真ですとかを撮ったり、作業が、来年、発行時期、冬場、もう印刷に入ってしまうので、この冬から作業のほうに取りかかりたいということで、一部作業に取りかかる部分として2万円の委託料ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） 老人大学の記念誌の印刷製本費について答弁させていただきます。

当初50万円程度で補正予算を計上させていただきまして、3社による入札、封筒、しおり、式次第、あわせて入札を行ったところ、半分程度の25万円弱で入札、契約したため、入札減の分を今回減額させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） 今お尋ねのありました、学校給食センター運営費の扶助費の

件について御答弁申し上げます。

こちら、まず準要保護児童生徒給食扶助費、こちらのほうは所得の低い家庭の児童生徒に対して、町のほうで給食費を支出しているものでございますけれども、こちらの対象人員、世帯、人数ということですが、ちょっと世帯のほうで押さえておりません、人数のほうで押さえております。小学生で225名、中学生で142名、合計367名で予算計上してございます。

あと、多子世帯児童生徒給食扶助費、こちらのほうは七飯町内の学校に通う2人目、3人目のお子さんの給食費を、それぞれ半額、無料ということで、こちらと同じく町のほうで支出しているものでございますけれども、こちらのほうは、対象人員、こちらと同じく世帯でなくて人数での把握となっております。第2子半額対象が、小学生420名、中学生45名、合計465名、第3子以降無料ということになりますけれども、こちらのほうは小学生70名、中学生ゼロ名、合計70名、合計で全体で535名の人数で計上しておりました。

それで、40万円の減額の理由ということでございますけれども、こちらのほう、多子世帯児童生徒給食扶助費でございますけれども、平成30年8月からの制度でございました。今年度、初めて1年を通して予算化した年度でございます。今回、支出実績を踏まえまして40万円減額いたしましたけれども、こちらのほう、初めて1年を通して予算化したということで、このような金額に減額することになりました。今後は精査して予算計上してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） もう一度ちょっと確認をしたいと思います。

まず、歳入の10ページのほうですけれども、事業メニューの中で、40%交付税で戻ってくるということなのですから、要するに40%戻るといことになれば、がさっといけば90万円くらい戻るとい話になってしまうんですね。残ってしまうと130万円くらい。せこいことを言うかもわかりませんが、130万円が借

金ということですよ。今、いろいろな意味で町債の部分で、借金についてのいろいろな問題というか、多く出ているのではないか、借金し過ぎではないかという中でも、やはりこういう小さいものが積もり積もれば、だんだんやっぱり大きくなるものですから、やっぱり極力、一般財源で持てなかったのか、実際。ところが、そういうメニューで交付税の見返り40%あるからいいのではないかという軽い考え方なのか、やはりそこら辺はきっちり単年度、単年度でしっかりやるものはやっていきましょう。そういう将来的に40%戻ろうが、とにかく借金を極力増やさないような形でやりましょうというのが、私、普通の考え方でないかと思うのですけれども、そこら辺についてもう一度、ちょっと考え方、お知らせ願いたいと思います。

それから、22ページの地域おこし協力隊なのですけれども、わかりました。わかりましたけれども、ただ、そういう仕組みの話ではなくて、実際、では業務はどうなっているのという話なのです。恐らく通常業務からいって、業務が多忙で、業務をこなすためにはどうしても人員が必要だという話だと、通常、私は思うのですけれども、やはり業務の側面から見れば、この部分は公募したから、募集したから、いままですらで済むのか、業務の面から見れば、そこら辺の考え方をもう一度。私は業務がたくさんだということであれば、どうしても探すのではないかと思うのですけれども、あきらめて流れてきているのはわかるのですけれども、では業務は支障なかったのかどうか、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、教員住宅、24ページですけれども、学校の管理職が8名、そして現在3名入っていると。これについて、管理職というのは校長、教頭、学校を管理するというか、今ちょっとわからないのですけれども、学校管理規則か何かの中で、24時間というのですか、校長さん、見回りするとかしないとか、今、そういうのはないのか。何か警備員の人に委託してやっているというのか。前は校長さん、教頭さんが見回りをしながらという話でやっていたと思うのですが、ただ、

昔の流れでくると、8名が3名だという話になってしまうと、では本当に学校管理上、問題ないのかどうかという、そこら辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 答弁、総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 起債の関係、基本的な考え方といいますか、そういう部分でありますけれども、安易に交付税の見返りがあるからというような安易な考えは、それは毛頭ないものでございます。ただ、一般財源というのものなかなか厳しくなっている、歳入としては厳しい時代になっているというか、予算のつくる上でもなかなか厳しいという部分では、起債に頼らざるを得ない部分も当然出てきますし、どうせ起債に頼らなければならない部分があるとすれば、当然、有利な起債を求めていくというのが基本的な考え方でございます。議員の心配されていることはごもっともだと思います。小さいものでも積もり積もればというところは、そういう考え方もあると思いますし、そのところは十分注意してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 今の再質問に御答弁させていただきます。

業務への支障ということでございます。先ほど御説明させていただきましたが、地域おこし協力隊と私のところの予算上しているところは、その地域おこし協力隊員の方々の知識や技能、それからアイデア、そういったものを業務に反映させて、新たな仕組みづくりとか、そういったアイデアをお借りして、よりよい行政推進に当たるといような目的もございましたので、このような形で地域おこし協力隊員の制度を利用して予算計上させていただいていたところでございます。

この方々が採用できなかったということで、業務のほうに支障がないかという部分はございますが、これにつきましては、業務に支障を及ぼさないように、現有のスタッフ職員で対応させていただいてございます。地域おこし協力隊員がもし入っておれば、新たな事務事業を発生させ

て、業務量が増えるというような形で考えておりましたので、そのあたり、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 教員住宅の件につきましてお答えいたします。

基本的に学校の管理につきましては、現在、機械警備がほとんどやっております。それで、校長、教頭につきましては、24時間やるということは、今はやっております。有事のときにはすぐできるように、基本的には校区内の住宅で、また住んでいる先生もおりますので、それにつきましては現在の住宅を使用してやっています。また、今後、この住宅につきましては、教育委員会といたしましては、教員住宅を減少して行って、将来的には自宅から通うようなことを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは何点か、田村議員とダブる質問もあります。ちょっと削りながらやるので、ちょっとお許してください。

まず、一般の12ページにございます高齢者の免許自主返納ということで、今年、条例ができて対応しているのですけれども、4月にさかのぼって適用するという状況だったので、100人分ぐらい予算を見て、足りなくなったというか、35人分追加ということなののですけれども、この事業の中で、条例ができる前から既に返納した分についての申請と、条例ができてからの申請、その件数といいますか、その内訳というか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、一般の28ページのところで、田村議員も学校給食センター運営費で扶助費ということで質問されておりました。準要保護児童生徒給食扶助費94万円ということで増加しているのですけれども、これは当然、規定の中で対象になったら、当然、やらなければいけない内容なのですけれども、当初の予算で1,726万1,000円もとっておりまして、こういう扶助しなければいけ

ないような金額が多いということは、七飯町全体の経済的にちょっと困窮しているような世帯が増えているという、そういう傾向まで読み取れるのかどうか、単純にその計算数値が、ちょっと予定が少なかったとか、そういうあれなのかどうか、その辺の町の感触をちょっとお願ひしたいと思います。

それと、一般の30ページ、利子額が360万円減額になって、大変こういうものが減るといのはいいことだと思うのですけれども、先ほど決算の見込みその他で減ったというあれなののですけれども、これだけ減った理由と申しますか、借りがえして金利が安くなったとか、当初1億円借りる予定だったのが8,000万円よかったですか、それとも、当初、大雑把に利息を見積もっていたので、確定したのでこのぐらい減ったということなのか、そのところをもしわかればお願ひしたいなというふうに思います。

それと、ちょっと戻ります。26ページのところの、どういうふうに言えばいいのでしょうか、教育総務費事務局費の中の18項目の備品購入費291万8,000円上がっています。先ほど説明の中で、一般備品購入費、机、椅子ということでしたけれども、これは今ある学校の設備をそのまま移せば、本来、要らないのではないかなというふうに考えるのですけれども、これだけのものを新たに購入しなければいけない理由というのですか、その辺のところ、もしあるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

それと、歳入のところであれなののですけれども、一般の8のところ、済みません、ちょっとこの辺の予算のつくり方、ちょっと詳しくないのであれなののですけれども、財政調整基金繰入額1,600万円ということで、これは積み立てを戻して使いますよということだと思うのですけれども、収入と支出が見合う、1対1で対応するわけではないと思うのですけれども、この基金を繰り入れてまでやらなければいけない事業というか、トータルで足りないから繰り入れたのか、あるいは団地をつくるのにこうしたとか、大沼学校のあれのためにこうだとか、何かそういう対応する事業というか、もしあれば教えていただきたいな

というふうに思います。

それと、一般の10のところで、教育総務費で110万円、大沼地区小中学校統廃合事業債、校舎等解体事業110万円ということで計上されております。これは当初から統合の関係で予算を見ていたやつなのですけれども、収入のほうだけ上がって、実際、支出のほうがちよっとあれなのですけれども、解体する時期とかというのはもう固まったものかどうか、もしわかれば、3月いっぱいには当然授業をやっていますのであれだと思っておりますけれども、いつごろ解体する予定ということで、体育館だと思っておりますけれども、その時期がわかればということで、お願いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 一般の12ページの交通安全対策費、高齢者運転免許証自主返納に係る申請した方のうちの返納者数での線引きでよろしいでしょうか。そうしましたら、現在、直近で100件の申請を受けております。そのうち、議決される9月までの返納した方は43名、それ以降、10月以降から現在までは57名、合わせて100名という形になってございます。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（柴田 憲） それでは、御質問に答弁してまいります。

一般の28ページ、学校給食センター運営費の準要保護児童生徒給食扶助費が94万円増えた理由ということでございますけれども、まず、積算に関しましては、この扶助は継続して行っているものでございます。前年度の実績をもって積算をしているところでございます。ただ、平成31年4月より学校給食費の値上げをしております。先ほど田村議員の御質問に答弁いたしましたけれども、こちらのほうは給食費を扶助するものでございますので、給食費が値上げされた分、どうしてもその分の支出として大きくなってしまいうところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから、まず2点、お答えしてまいりますけれども、

も、まず、一般の30ページの償還金の関係でございます。この償還金の減額につきましては、今年度、3月までの使用実績見込みの中で、使用の見込みの中で減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、一般の8ページの財政調整基金の繰入金でございます。こちらにつきましては、何の事業に対してお金を入れる、基金を繰り入れるというのではなくて、歳入歳出のバランスの中で、今回、歳出のほうが1,600万円多かったということから、その分を、歳入が足りない分を基金を繰り入れさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、大沼岳陽学校の、まず備品購入の部分でございますけれども、購入する椅子でございますけれども、こちらは全部ではなくて一部なのですが、購入理由につきましては、岳陽になるからということではなくて、使っている椅子、机が傷みが激しいので、その部分について、傷みの激しい部分を購入して賄うというようなこととなります。

また、体育館の解体時期でございますけれども、こちらにつきましては、跡地利用の部分もございまして、解体としましては、事業としては来年度いっぱいということになるのですけれども、ただ、その跡地の施設の利用等々踏まえて、調整しながら、できるだけやはり早い時期に解体を目指して調整していきたいと考えております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず、2点ぐらい追加でお聞きしたいなと思っておりますけれども、自主返納の関係であれなのですけれども、既に制度ができる前から返納した方が43名、その方が申請したということでございますので、それ以降で57名ですから、そちらのほうが多いので、制度として効果がある、あるいはもっとこれからもどんどん来そうですよということで、当初想定したような効果が出ているというふうに考えていいのか、その辺の判断というか評価といいますか、ちょっと

お聞かせいただければなというふうに思います。

それと、借入れ利息のあれで、3月までの見込みで減額という説明でしたけれども、当初上がっているものというのは大体概算ということになるのですか。利息なんて大体決まっているものかなという気がしてあれなのですけども、何か努力したから利息が減ったとか、そういうことではなくて、当初これだけ想定したけれども、よくよく見たら300万円少なくてよかったですよという、そういう結果的なものだというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 9月定例会での補正予算の計上当初は、初めての事業でもございますので、免許返納率を警察で公表している函館方面の平成30年の65歳以上の免許返納率に過去4年の最大伸び率を考慮して2%と想定してございます。そのうち、七飯町の免許保有者にこの保有率を乗じまして100人程度見込んでございましたけれども、こちらのほう、いろいろな広報の啓発として、ポスターを掲示したりとか、警察にもお願いしてポスターの掲示もお願いしております。広報に関しましても、毎月広報に掲載したりとかしまして、10月、11月はかなり件数が伸びておりまして、10月で48件、11月で45件ということで、大幅に伸びております。今後は、その実績を勘案しまして、4月から9月までの計上当初は90名程度を見込んでおりまして、月平均を乗じましたところ、1年間で135件程度見込んでおり、今回、35件分の予算分の70万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 実は今年の春に、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違い事故というのが全国的に発生しまして、ことしの春は特に自主的に返納される方が多かったのです。それとあわせて、七飯町としても何か安全対策をしなければならぬということで、9月で提案させていただいて、この制度ができたわけですけども、その時点で、9月の議会に提案した時点で、新聞報

道もしていただいたし、これが10月18日から始まったのですけれども、その時点でも新聞報道もしていただいて、それから、先ほど住民課長が言ったように、ポスターだとか、警察、そして運転免許試験場でも窓口で七飯町の方が手続するときに、七飯町の場合はこういうサポート制度がありますよというふうに周知していただいて、そういう中で、4月からさかのぼった分では43件、そしてそれ以降の分では57件ということで、先ほど積算根拠を示しましたけれども、おおむね100件くらいでないかということで補正予算を組ませていただきましたが、今既にもう100件に到達しておりまして、今後の見込みとしては、あと35件くらいは今年度はいらっしゃるのでないかなということで、今、答弁させていただいておりますので、見込みとしては、この制度を十分に周知した結果だというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、利率の件につきましては答弁してまいります。

当初、予算編成時のいろいろな事業で借りているものがたくさんありますけれども、そのときの利率についても、金融機関で競争して、利率の落ちているところもありますし、3月までの総体的な見込みの中でも、このぐらい減額できるというような想定のもと、補正として落としていたところがございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1点だけ、町債利子の関係で確認なのですけれども、今のお話でいくと、短期借入れの金利が下がったというようなニュアンスでとらえていいのか、それとも、長期の借入れが変動制なので、下がった局面なので減ったとか、そういうことではなくて、長期の借入れは固定でございますよね、全て。そこのところだけちょっと最後の質問で確認をお願いします。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 短期の借入れと言いますよりも、予算編成時の時点では、利率自体は

ある程度の市場の利率、このくらいだろうという利率で予算を実際に組んでいるのです。今年度、借り入れをする、起債をする予定の部分の、今年というよりも、年度でいうと平成30年度の最後に起債借り入れを行ったりしますので、その部分が最後に入ってくるということで、会計をしめる、どちらかというところというしめ方なのですが、そのときに、金融機関から利率の見積もり、一番安く貸してくれるところという利率の見積もりをとるのでありますが、若干、利率が違うだけで、借りる金額が億単位の金額で大型の事業は動いていますので、そういうときには、利率が若干違うだけで何百万円も変わってくるという、現実的には変わってくる。そうすると、今年度、返さなければいけない借金に対する元金と、どちらかというところと元金据え置きだったりするものもありますので、特に利率だけ、利子だけは払っていかなければならないものの、その部分の影響額というのが今も確定している利率で計算すると、3月までに払わなければならない、今年度、31年度の金額がこれだけ減る予定に、結果、なりました。で、今回、減額の補正予算を御提案申し上げているということでございます。春の時点の予算時点では、まだその利率が確定をしない状態での予算計上となっておりますので、その利率の関係だということで御理解いただければというふうに思います。利率も見積もり合わせといたしますか、各銀行さんから見積もりをとって、一番安いところでお借りしているというような形にもなりますので、そういう形を御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 一般の16ページの障がい者福祉費なのですが、歳入のほうで国庫金と道支出金ということで、3,935万7,000円ですか、そのうちの一般財源、4分の1を町で見ているかなければならないということで、町の支出が1,659万6,000円というふうな形になってございます。扶助費のところの、ちょっとたくさん扶助費が並んでいるわけですが、扶助費

の障がい者福祉費の中身で、金額が結構、介護給付費が2,723万8,000円と、障がい児通所給付費が2,524万2,000円の追加ということで、昨日あたりも扶助費の増が今後見込まれるということで、財政課長のほうからそういう話も出ていましたけれども、一方、また一般質問で、障害者の入れない施設があるとかというような、いろいろな話がありまして、例えば障がい児通所給付費、執行見込みが増になるというようなお話で、金額が結構高額なのですね。この事業者数というか、対象者数というか、そのあたりの内容、また、その中身、給付費の、通所、通うことによって給付されるのか、どういった形のものなのかを、そのあたりをちょっと、不透明というか、なかなか私たちもさわれないというか、福祉的なそういう個々の社会保障の中で手厚くなってんだんきているかなと思うのですが、一方、町の持ち出しも、必ず国、道から入ると4分の1を町としては面倒を見ていくという流れなものですから、ちょっとその中身を私たちも知っておきたいということで、ちょっとそのあたりをお知らせください。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第71号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）の質疑を続けます。

神崎和枝議員に対する答弁より入ります。福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、ただいま御質問あった障がい者福祉費の部分の扶助費についてでございますが、特に障害児のほうの部分の施設等の内容と対象者数と、財源等の考えということでございます。

まず、障害児の部分につきましては、就学前のお子様、小学校に入学する前のお子様については、指定児童発達支援事業所がございまして、こちらは、内容につきましては、障害がある、もしくは障害があると疑われる小さなお子様に対し

て、お子様だけではなく、保護者の方も含めてサポートするものでございますが、具体的に子供の部分、今回も5歳児健診等でもお話しはあったと思うのですが、発達障害の種類によって、子供によっては得意、不得意とありますので、そういった部分について、そのセンターで障害者の親御さんへの気づきを与え、そして、親御さんに子供の特徴を伝え、そして、どのように支援していくかというところでやっていくと。いいところを伸ばし、苦手なものは今後訓練していくということで、集団生活等とか、子供の部分についてカバーしていくところがメインの事業所でございます。

こちらについて、利用対象者といたしましては、療育手帳等もらっている方、また、医師の診断で必要だと判断される方、児童相談所が判定して必要だという方、保健センター等の言語相談とか発育相談、それらのケースによって、この子は必要だと判定された方が利用できるということでございますので、一概に手帳だけ持っている方という形ではございません。

それで、事業所数なのですが、まず、障害児の事業については、函館市、北斗市、七飯町、2市1町で協議会をつくって、連携して行っております。事業所についても、2市1町の事業所が使用可能という形でございます。

現在、10月末現在なのですが、児童発達支援が2市1町で16カ所あります。定員が230名でございます。そのうち七飯町に所在するのが、七飯町本町にあるにじのはしさん、聖樹の杜さんが定員20名、すてきなクジラさんという、はるこどもクリニックの裏にあるところでございますが、そちらが10名ということで、七飯町内の事業所は30名カバーしていると。残りの200名については2市でカバーしているというところでございます。こちらについては、送り迎えも保険の加算となりますので、送り迎えについても、送り迎えが必要だと認定された方には自己負担が少ないという事業でございます。

あと、小さいお子様が医療が、先ほどの就学前の子供で、児童発達支援プラス医療が必要な方の児童がいるのですが、そういう方は、2市

1町で函館の1カ所しかないのですけれども、それが指定医療型児童発達支援事業所でございます。こちらが湯の川にありまして、定員が20名ということでございますが、こちらは七飯町内の児童で利用している方は現在いらっしゃらないという形でございます。

続きまして、子供が就学してから高校生まで、どのサービスを使うかということですが、指定放課後等デイサービス事業でございます。これは学校等が終わった際に通所すると。あとは、長期の休み、夏休み、冬休み、春休み、連休とかというところで利用されるということでございます。こちらは2市1町で43事業所ございまして、定員が合計で440名分使用できるということでございます。七飯町内の事業所については、本町にあるなえあーすさんが定員10名、にじのはしさん、本町にあるところで聖樹の杜さんで20名、すてきなクジラさん、これが本町にあるむぎのこさんにあるところがやっております。こちらが4カ所で50名ということでございます。こちらについても、利用回数によっては金額が変わってきますし、こちらは主に高校生まで使えるものから、学校等の帰り、迎えに来たりとか、親御さんが送り迎えするといった内容でございます。

こちらが障害児保育の主なところで、あとは保育所等訪問支援事業所とありまして、要は発達障害をお持ちの子、あとは発達障害と疑われるお子様について、保育所に通っているところに、その事業所が訪問して、保育士さんとかにいろいろとアドバイスとか指導とか、その子を直接見てくれるという形でございます。こちらは七飯町がにじのはしさんが1カ所やっております、こちらがいろいろな保育所等を訪問していると。函館に2カ所、北斗に1カ所、七飯に1カ所という形でございます。こちらは事業所が訪問するタイプでございますので、定員はないという形でございます。

続きまして、実際、七飯町でどのぐらいの対象者が児童でいるのかということですが、まず、障害児の部分で、発達支援事業所に通っているお子様なのですが、当初、予算計上するとき、毎月30名程度ということで予算計上さ

せていただいておりますが、今現在で32名ということでございます。当初予算も実績ベース、そのとき、去年の今ごろの予算で作成しますので、そのとき大体30名で、現在32名というところでございますが、これも発達支援事業所、1人の子供が月何回も行けば金額が上がるということでございますので、実際、32名ですけれども、利用回数が増えているというところでございます。

続きまして、放課後デイサービスでございますが、予算計上のときには90名という形で計上しております。大体月1人当たり10万円程度の昨年度の実績で計上させていただいておりますが、今現在で大体92名、1人当たりが大体11万円、月かかるというところで、お金が増えていると。

あとは、保育所等訪問支援事業ですが、去年は1名で、大体延べで6名程度だったのですが、今回は対象者が2名で、毎月行っているのです、24階という形で、そういう形で子供の部分の扶助費が上がっているというところでございます。

ほかに、障害児の部分以外で、障害者の部分、扶助費も、今回、補正で計上させていただいているので、金額は上がっているのですが、傾向といたしましては、障害者のホームヘルプサービスの部分については利用者が減っていますが、通所部分、要は通ってサービスを受ける、あとは就労支援を受けるという方が非常に増えていまして、訪問よりも通所が増えてきているというところでございます。こちら通所の回数によって金額が1人当たりの単価も上がるということで、障害者数的には、生活介護ということで、通所して生活介護を受ける方なのですが、昨年ベースで75名だったのが、今87名で、特定障害者特別支援ということで、去年110名だったのが121名という形になります。就労支援が、人数は当初90名だったのが、今95名なのですが、回数が増えて、1人当たり予算ベースで10万5,000円だったものが、今11万6,000円という形になって、通所数、週の回数も増えふえているというところでございますので、扶助費が上がっていると。

神崎議員が今御質問あったとおり、4分の3は国と道から財源措置されておりますが、4分の1

は町で一般財源という形になりますので、扶助費が増えて、4分の1、町で持ち出しするのが金額が上がっていくというところでございます。その4分の1に対して、町の一般財源に対しては交付税相当の措置がないというところでございますので、御指摘のとおり、サービスの利用人数が増えれば町の持ち出しも増えるという構図になっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 本当に障害児の受け入れてくれている施設は、本当に生活の指導から何から大変な思いでやっているのも、指導してくださっているのもわかりますし、その成果も、私もそのお子さんを見てわかっていますけれども、本当にありがたいなとは思っております。

ただ、こういった障害の扶助費だけで賄っていかなければならないのか、介護であれば介護保険があつて、その1割とか、障害者の、ごめんなさい、勉強不足なものですから、ほかにそういった援助というか、そういうものというのは今のところ制度的にはないのかどうなのか。

あと、行っていない子には通所というか、お願いしますと言って、施設には入れないけれどもということで、回ってくださるといふ、そういう話でしたよね。その部分、ちょっと。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 障害者の方についても、65歳になると、介護保険優先になるという形になりますが、介護保険で賄いきれない部分は障害者の部分の支援のほうでお金が給付されるという形になります。

また、その制度以外で何か助けるものというものは、現在、町の単独事業では、病院に通院するときの移送サービスとかというもの、あとは障害者の方が作業所に通所する際のバス代の交通費補助等はやっていっていますが、直接的なサービスというのは今のところは国の制度のもの以外にはないというところでございます。

サービスの入所の部分ですよね。今、障害者の部分についても、障害者の入所、高齢者という特

別養護老人ホームみたいな施設もありますが、今は障害者相互支援の絡みで、介護も一緒なのですが、施設より地域で、在宅で暮らす、地域で見ると。障害者の方についても、身体障害もありますし、知的障害もありますし、精神障害もあるというところがございます。今、保健所単位で、福祉法絡みで、精神障害者の地域包括ケア、要は精神障害者バージョンの地域包括ケアの推進というものを保健所単位で、七飯であれば渡島保健所単位なのですが、そういう理念で今、国のほうも動いておりまして、今は地域で見る、在宅で見るという流れに変わってきているので、今後、こういう通所であるとか訪問サービスというのがメインになってくるのかなと思われまます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 2市1町で事業所をされて、面倒を見てくださっているということですが、利用する側の住所の人数でこの扶助費が国庫なり道なり入ってきているということですよ。そこのところ、ちょっと確認。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 今、障害者のサービスを使うときは受給者証というものがあまして、それは七飯町の方であれば七飯町の受給者証、それでも函館でサービスが使えますし、逆に2市から七飯に来られたら、それぞれのまちの保険証でやりますので、七飯の方については七飯が支出し、北斗市の保険証の方は北斗市が支出する、函館は函館という形の制度になっています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第71号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第72号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第72号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第72号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ30万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,100万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、本年度支出見込みによる増減及び国民健康保険システム改修に伴う増額を計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、国保共同電算ほか委託料減額見込みにより60万円の減、オンライン資格確認等システム対応として、国民健康保険システム改修委託料30万7,000円の減、合わせて29万3,000円の減額となっております。

2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費は、減額見込みによる60万円の減額。

3目一般被保険者療養費は、減額見込みにより60万円の増加。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、増額見込みによる60万円の追加でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、オンライン資格確認等システム対応として、

国民健康保険システム改修費に伴う国庫調整交付金30万7,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第72号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第73号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第73号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第73号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ325万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,026万3,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、本年度の後期高齢者医療広域連合納付金において、事務費負担金と保険基盤安定負担金が確定したため、補正するものでございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後

期高齢者医療広域連合納付金は、本年度負担金の確定により、事務費負担金を150万7,000円の減額、保険基盤安定負担金を174万5,000円減額、合わせて325万2,000円を減額するものでございます。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきます。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療事務費繰入金を歳出同額の150万7,000円の減額。

2目保険基盤安定繰入金も歳出と同額の174万5,000円を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第73号令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12

議案第74号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長（木下 敏） 日程第12 議案第74号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第74号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、既定予算の総額に歳入歳出

それぞれ3,353万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億119万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、介護保険サービスの各種利用者の増減に伴う保険給付費の補正及び総合事業利用者並びに委託事業利用者の増に伴う地域支援事業費の補正でございます。

それでは、介保7ページの歳出より御説明いたします。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、負担金、補助及び交付金3,000万円の追加。

3目地域密着型介護サービス給付費は、負担金、補助及び交付金1,700万円の減額。

5目施設介護サービス給付費は、負担金、補助及び交付金2,700万円の追加。

9目居宅介護サービス計画給付費は、負担金、補助及び交付金200万円の追加。

2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費は、負担金、補助及び交付金300万円の減額。

7目介護予防サービス計画給付費は、負担金、補助及び交付金100万円の減額。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、負担金、補助及び交付金400万円の減額。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費は、負担金、補助及び交付金400万円の減額。

2目特定入居介護予防サービス費は、負担金、補助及び交付金5万円の追加。

次のページになります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、負担金、補助及び交付金300万円の追加。

3目地域包括的支援及び任意事業費は、地域支援センター運営費として生活支援体制事業費委託料7万9,000円の追加、任意事業費として、ボランティアポイント事業委託料30万円の追加、使用料及び賃借料10万5,000円の追加、合わせて48万4,000円の追加でございます。

次に、介保5ページに戻っていただき、歳入で

ございます。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、現年度分として456万円の追加。

2項国庫補助金1目調整交付金は、現年度調整交付金として177万2,000円の追加。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業交付金として75万円の追加、包括的支援事業等交付金として18万6,000円の追加、合わせて93万6,000円の追加。

4目保険者機能強化推進交付金は、保険者機能強化推進交付金として391万8,000円の追加。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、現年度分として811万3,000円の追加。

2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業支援交付金として81万円の追加。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、現年度分として520万6,000円の追加。

2項道補助金1目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業交付金として37万5,000円の追加、包括的支援事業等交付金として9万3,000円の追加、合わせて46万8,000円の追加。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、現年度分として375万6,000円の追加。

2目地域支援事業繰入金は、介護予防事業交付金として37万5,000円の追加、包括的支援事業等繰入金として9万3,000円の追加、合わせて46万8,000円の追加。

2項基金繰入金1目介護保険財政調整基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金として352万7,000円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第74号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第4号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第75号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第75号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第75号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万5,000円を追加、総額を歳入歳出それぞれ9億330万円とするものでございます。

主な補正予算の内容は、下水道管理費の電気料で、当初予算よりの不足及び函館湾流域下水道事務組合負担金の負担見込みによる歳出の追加補正となっております。

それでは、初めに歳出から御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款2項1目下水道管理費は、下水道管理費で、需用費は電気料で、当初予算からのマンホールポンプ利用に伴う電気料不足分で11万5,000円の追加、負担金、補助及び交付金は、函館湾流域下水道事務組合負担金で、当初予算からの増加見込みに伴い105万円の追加でございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページにお戻り願います。

7款1項1目繰越金は、前年度繰越金で116万5,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第75号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第76号 令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第14 議案第76号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第76号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出では、修繕費、消費税及び地方消費税、過年度水道料金還付金等の予算不足に伴う追加補正、また、資本的支出では、委託料で、来年度施工予定の道道改良工事に伴い、今年度中に実施設計を行わなければならないことから、追加補正を行うものでございます。

まず、議案の第1条は、令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおりとする、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出についてでございます。

支出の第1款水道事業費用で70万円を追加し、4億8,170万円とするものでございま

す。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,100万円を1億8,110万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,294万8,000円を2,315万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金を6,198万3,000円から6,187万5,000円にそれぞれ改め、その下の収入の第1款資本的収入で220万円を追加し、2億1,520万円とし、支出の第1款資本的支出で230万円を追加し、3億9,630万円とするものでございます。

第4条は、予算第6条に定めた企業債の限度額の補正でございます。

追加としまして、道道大沼公園線改良工事に伴う水道開設事業債220万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりとなっております。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

4ページ目をお開き願います。

1款1項1目原水及び浄水費は、取水浄水施設修繕料に当初予算からの不足が見込まれることから37万5,000円の追加。

4目業務費は、事務用機器修繕料で、水道メーター検針用機器等の修繕に当初予算からの不足が見込まれることから11万円の追加。

2項2目消費税当納付金は、消費税及び地方消費税納付金に当初予算からの不足が見込まれることから13万5,000円の追加。

3項1目過年度損益修正損は、過年度水道料金還付金の当初予算からの増加に伴い8万円の追加となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。

7ページ目をお開き願います。

1款1項1目水道施設費は230万円の追加で、委託料で、北海道が来年早々に道道大沼公園鹿部線改良工事を行う予定であり、水道管の移設が必要なことから、本年度中に実施設計を実施するための追加でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、6ページでございます。

1款1項1目施設改良企業債は220万円の追加で、資本的支出の道道大沼公園線改良工事に伴う水道管移設の財源として起債をするものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第76号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15

**発議案第11号 「あおり運転」に対する
厳罰化とさらなる対策の強化を求める
意見書**

○議長（木下 敏） 日程第15 発議案第11号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 発議案第11号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年12月11日。

七飯町議会議長木下 敏様。

提出者、七飯町議会議員、長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員、川村主税議員、川上

弘一議員、中川友規議員、青山金助議員、畑中静一議員、池田誠悦議員。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。

また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。

こうした事件・事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。

今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や、更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記。

1、「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも、道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

2、運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性や、その行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。

3、広報啓発活動については、あおり運転等の

行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、国家公安委員長殿。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

発議案第11号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16

発議案第12号 日米貿易協定に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第16 発議案第12号日米貿易協定に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 発議案第12号日米貿易協定に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年12月11日。

七飯町議会議長木下 敏様。

提出者、七飯町議会議員、長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員、平松俊一議員、川村主税議員、青山金助議員、畑中静一議員、川上弘一議員、上野武彦議員、池田誠悦議員。

日米貿易協定に関する意見書。

日米貿易協定については、11月19日に衆議院、12月4日に参議院で承認され、現在、発効に向けた手続が進められている。

また、政府は、12月5日、本協定に加え、TPP11、日EU・EPAの発効後の動向も踏まえた政策を改めて体系的に整理し、「総合的なTPP等関連政策大綱」を改定するとともに、12月10日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、関連施策に係る令和元年度補正予算及び令和2年度予算の編成作業を進めているところである。

北海道の農業は、安全・安心で良質な農畜産物の安定生産だけではなく、国土や環境の保全、美しい農村景観の形成などの多面的な機能を発揮するとともに、食品加工や観光などの幅広い産業と結びつき、地域の経済、社会を支えている。そして、農業が新たな国際環境のもとで将来にわたってこうした役割を果たしていくためには、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要である。

よって、国においては、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記。

1、各国際協定による農業への影響を継続的に検証すること。

2、「総合的なTPP等関連政策大綱」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく体質強化対策や経営安定対策の着実な実施など、農業者が経営の規模や形態にかかわらず、将来に希望を持って営農に取り組んでいけるよう、万全な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣官房長官殿、財務大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、経済再生担当大臣殿。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより採決を行います。

発議案第12号日米貿易協定に関する意見書を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第17 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和元年第4回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時21分 閉会

